

第9日目(6月16日)

議長(若井達男君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、牛木芳雄君、通院のため30分程度遅刻、病院事業管理者、公務のため欠席、大和病院事務部長、公務出張のため欠席。それぞれ届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位15番、議席番号15番・樋口和人君。

樋口和人君 おはようございます。それでは通告にしたがって一般質問を行います。昨日は私のところに来るかどうかということで非常にどうなるかと思っていたわけですが、原稿に「おはようございます」と書いてありましたから、今日の朝一番になってよかったなというふうに思っております。

国指定文化財の整備・保護及び活用について

それではこのたびは国指定文化財の整備・保護及び活用についてということで、一般質問を行わせていただきます。この国指定文化財、現在、南魚沼市には、先ごろユネスコの世界無形文化遺産にも登録をされました重要無形文化財としての工芸技術ですね、塩沢の越後上布・小千谷縮布技術保存協会さんの「小千谷縮・越後上布」ということが一つあります。そしてさらに重要有形民俗文化財の「奉納越後上布織」というのがございます。そして三つ目として史跡名勝天然記念物「坂戸城跡」ということになりますけれども、今回はこの坂戸城跡についてを主にというか、このことについて質問させていただきます。

この地につきましては、昭和29年に新潟県の文化財に指定をされていましたが、その後大切な地元の史跡を保護していこうという要望のもとに、昭和54年3月に国の指定を受けた文化財となっております。しかし、坂戸城跡、いわゆる坂戸山でありますけれども、このほとんどが民地であり、当時既に西側緩斜面地域にあります東西110メートル、南北80メートルほどでありますけれども城主居館跡いわゆる御館ですとか、家臣屋敷跡などの主要な部分にも杉の木が植えられており、その周辺に築かれていました土塁なども確認することが困難な状況となっております。

また、家臣屋敷跡と魚野川の間埋田 これは穴を埋めたりという埋める田んぼと書きますけれども埋田と呼ばれるその内堀跡が残っていたわけですが、ここは当時もう住宅地と、宅地となっておったわけでありまして、この内堀跡につきましては、当時の六日町が買収をして公有地としまして、ここには当時、地元の有志の皆さんが菖蒲を植えた菖蒲園ということで管理をしておりましたが、南魚沼市となってから皆さんご存知のとおり、埋田堀ということで復元をされています。このように大切な遺跡も民地ということで、それぞれの皆さんが自由に利用していたということであります。

こんなことですが、平成5年に当時の六日町において「坂戸城跡環境整備基本計画」というのが策定されました。そしてここには、この遺構については、我々現代に生きる者だけのものではなくて、後世の人々のものであるということが記載をされております。そしてその上で、重要な遺構がある地域については、特に土地の公有化を行い、計画的な管理保護が必要であると明記をされているところであります。

この坂戸城跡環境整備基本計画が策定される以前に、坂戸城跡保存管理計画書というのがあったようなのですが、国指定区域の中でそれぞれの重要度に応じて、この地域が四つの区域に区分をされております。その中で、最重要区域の中でも特に重要な遺構がある部分、4万3,787平米のうちの約37パーセントに当たります1万6,146平米が、平成5年までの間に3回にわたって、国庫補助事業によって土地の公有化が行われております。しかし、いまだにこの残り約63パーセントが民地のままいうことであります。

このたび城主館跡の石垣の修復、復元整備に伴い、多少このところを公有化するという計画のようではありますが、それとて計画全体の2パーセントであるということでもあります。残りの民地、残されている61パーセントほどでしょうかについても、早急に公有化を進めるべきと考えます。

あわせて坂戸城跡環境整備計画についても、平成5年に策定をされて以来17年がたっております。当時あそこにあったスキー場、これは重要な地域とはちょっと離れる、隣接ということではありますけれども、しかし、そういったスキー場なんかもなくなっていくというようなことで、現状とその当時計画したときの状況とは、随分かけ離れた様相になっているということと思っております。

でありますので、現状にあった見直しも早急に行って、坂戸城跡の整備・保護を進めるべきと考えておりますけれども、所見を伺います。また、今後の活用について考えがあればあわせてお聞きをいたします。

市長 おはようございます。傍聴者の皆様方大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

国指定文化財の整備・保護及び活用について

樋口議員の質問につきましては、教育長に答弁をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

教育長 国指定文化財の整備・保護及び活用について

おはようございます。樋口議員の質問に答弁を申し上げます。ご指摘にありましたように坂戸城跡の整備事業は平成7年度から開始されまして、これまでに薬師尾根登山道ですとか城坂登山道の整備、内堀・埋田堀の復元整備というふうなことを、国の補助事業として実施してまいりました。

これらはいずれも土地公有化がもう終わっていて、あるいは不要な部分ということでやってきたわけではありますが、今後予定されている場所、城主館の跡、石垣の整備からは、土地の公有化をしないと事業に対して国の補助金の関係が、というふうなことでありますので、

今後は事業に先立って公有化を進めながら事業を展開していくということに考えております。

基本計画の策定、あるいは整備、あるいは公有化の状況は、議員がお話になったとおりでありますので、その繰り返しはいたしません。ご質問のように公有化を早急に進めるということが非常に大切なことだというふうには思っておりますが、短期間に、短期的に莫大な費用が必要ということもあります。それから国の補助を受けながら公有化を進めていこうと私も考えているわけですが、この観点からしますと一度に大きな面積の公有化を計画いたしますと、今、公有化しなければならない緊急性ということに対して、国の査定が厳しくなることが当然予想されます。これは国の財政の状況も反映されると思うのでありますが。そういうふうなことでありますので、事業を実施する上でどうしても必要な部分を公有化して事業を進めると。展開するというふうな形で進めてまいりたいと、今、考えております。

それから坂戸山城跡の環境整備基本計画であります。策定されてから17年たっておりまして、現状と必ずしも合っていないのではないかなとこんなふうに思っておりますので、現在、全面的な見直しの作業を始めております。そしてお話にも出ましたスキー場跡であります。ここにつきましても私どもがしっかりした植栽計画を持っていれば、話はもっと簡単だったなとこんなふうに反省しているところでありますが、私自身が文化行政といえますか文化庁の考え方というふうなものを十分承知していなかったために、どうしても作業が遅れてしまったということが大きな反省点であります。そんな反省も生かしながら早急に植栽の計画なども作成して、せっかく地域の皆さんがスキー場跡の植栽を進めようとしておられるわけありますので、これ以上のブレーキにならないよう努めてまいりたいとこのように考えております。

なお、今後の活用であります。特にスキー場跡につきましても、景観を直して、あるいは地域の皆さん、市民の皆さん、あるいは坂戸山には特に春のカタクリ、桜の時期に非常に大勢の皆さんからおいでいただいているわけありますので、その皆さんに楽しんでいただける、憩いの場所になるような工夫をしてまいりたい。

もう一つは、春は今申し上げたように大勢の方々が県外、県内からおいでいただきますので、これを秋のシーズンにも来ていただけるような、そんなふうなことが考えられればいいなと思っております。そんなふうなことも考えあわせながら、植栽の計画も今、進めているところでありますので、議員からもまたいろいろご指導賜りたい、このように考えております。以上であります。

樋口和人君 国指定文化財の整備・保護及び活用について

それぞれ答弁をいただいたわけですが、この整備計画につきましても、進めているということではあります。何しろいわゆる南魚沼市になってからの計画ではなくて、もともとあったのが六日町時代ということですので、この辺をやはり今の大きなまた広域的なところで計画を立てていくというようなことをお願いしたいと思います。

それから今話がありましたが、今、結構あそこの「坂戸城跡を守る会」ですとか、それからカタクリの保存をしている方々、あるいはふれ愛坂戸ということでもありますけれども、そ

れぞれ地域を守っていきこうということで大変難儀をしていらっしゃる方がおります。またそういった方々が一緒になって遺構を守っていける、あるいは遺構にかかわっていけるというようなことも、ぜひ配慮をお願いしたいというふうに思っています。

当時できた、今ある環境整備計画の基本計画でしょうか、この中へ行政だけでやるのではなくて、やはり住民の方とも一緒になってやるのだということが入っています。ただ、これについては寄附をいただいたりとか、浄財をいただいた中で保存を進めていくというような書き立てでありますけれども、いやそうではなくて一緒になって作業ですとか計画についてもどこかでかかわっていければ、また皆さん方のその思いが違ってくると思います。そういったこともぜひ考えあわせた中で、整備計画の策定については進めていただけるとありがたいと思います。

それから、今後の活用ということでお話がありましたけれども、活用と今の何ていいますか公有化のことをあわせてということになるわけですが。あそこの御館でしょうか、やはり屋敷跡の中へ杉の木がかなり植えてあるという現状でありますけれども、今言ったように土塁ですとか、あるいは中に埋蔵してある部分があるのかどうかは別としまして、やはり木があるということは下の部分、中の部分については本当に影響が出ると思います。ですので、屋敷の中だけでも早急に公有化ということですし。今、補助金でやっていくのだというお話がありました。先行取得という、この制度が残っているのかどうかちょっと私もよく承知はしておらないのですが、何か当時、先行取得をすると100パーセント国から後で何年かに分けてお金がおりてくるというような話も聞いてあります。その辺が今、現状でもその制度が残っているのか、あるいはそれが活用することができないのか。その辺をちょっとお尋ねをしたいと思います。

それからカタクリですとかイワウチワだとかという春の花が咲いていますが、今年の春の状況を見ていますと、平日でもかなり大型バスで乗りつけて登山している方が大変多くいると思います。文化財という形ではありますけれども、南魚沼市の観光の中心地としても非常にいい場所だと思っております。その辺をもう少し観光という面でも考えていけるか。

それから、これはそういった本当に人気のある山なわけですけれども、私がちょっと残念だなと思うのが、六日町の駅をおりて2階のあれはコンコースというのですか何というのですか、そこから真正面に坂戸山が見えるあの場所に、観光案内地図といいますがそれが3枚ぐらいかな立っているのです。あの辺をできればそうではなくて、山が見えること自体がもう何ていいますか観光案内の非常にインパクトがあるものだと思うので、その辺、もう少し今ある案内看板ですか、これは多分都市計画の方になるのだと思いますが、場所が移せるのかどうか。その辺もちょっとあわせてお聞きをいたします。

教 育 長 国指定文化財の整備・保護及び活用について

3点ご質問いただいたというふうに思っておりますが、1点目の守る会等々との連携であります。これは私どももぜひそのようにお願いをしたいというふうに思っています。現に植栽の計画も市民の皆さん方の計画の方が結果的に先行して、そのことによっていろいろ待ってい

ただいたというふうなこともありますし、そしてまたその後の維持管理というふうなことも考えましても、どうしても地域の皆さん、そういう団体の皆さんとの連携が必要になるとこのように思っておりますので、計画の段階から協力いただいたり、ご意見をいただいたりしてまいりたいとこのように思っております。

それから2点目でございますが、御館のいうならば敷地内等々石垣もそうでありますが、大きな木が立っておりますと、石垣などは根が張ることによって崩れていくということも当然考えられます。ご指摘のような公有化を進め、これ以上壊れないようなそういう対策はぜひ必要だというふうに思っております。

なお、先行取得の扱いについては、私もかつてはそのようなふうに理解しておりましたので、この後社会教育課長から答弁をさせます。

そして3点目でございますが、坂戸山はまさに人気のある山でありまして、駅から歩くというふうなJRのパンフレットにも取り上げられている山であります。非常に大勢の方々が来ていただいております。ですので、六日町駅に降り立った場所からご指摘のように坂戸山全景が見えているわけでありまして、坂戸山に対する案内であればともかく、坂戸山の景観をもし阻害しているようであれば、看板の移設といいますか動かすことについても検討してまいりたい。私どもが動かせるというものでもありませんので、主管課の方とまた協議をしていきたいとこのように思っております。

では先行取得の扱いについてこの後、社会教育課長から答弁させます。

社会教育課長 国指定文化財の整備・保護及び活用について

今ほどお尋ねの点ですけれども、最重要な遺構がある地域ということで、公有化を優先区域内ということで、御館あるいは家臣屋敷跡ということですが、確かにおっしゃるとおり進んでいない部分がございます。先行取得ということでありますけれども、やはり今、用地が対象になって80パーセントの補助が実は入ってくるものですから、文化庁の方でもなかなか、そのときにやはり整備計画と一体で公有化を進めていくというようなことで、緊急性がないとなかなか容易には公有化についても認められないというような状況がございます。

そんなこともありますので、最近ちょっと文化庁とのつながりもあるものですから、文化財関係で詳しい方もいますので、そちらの方ともまた連携をして相談をしながらやっていきたいと思っておりますが、いずれにしましても少し難しいかなと考えております。以上です。

樋口和人君 国指定文化財の整備・保護及び活用について

それぞれよろしくお願ひしたいと思ひますし、公有化につきましてはああいう場所ですので、何ていいますか持ち主がどんどん広がっていつてしまうというか、ちゃんと登記をしたり相続をきちんとしていってこれればいいのですけれども、なかなか言つてはあれですけれども、民地で持っている方にとってはあんまり使えない土地というふうな感じがします。そんな中できちんと受け継がれていかないと、非常に困難なことが今後出てくると思ひます。その辺をいろいろ財政の状況等もあるとは思ひますけれども、ぜひまたバランスを取りながら進めていただければと思ひます。

もう1点。保存ということに関してですけれども、これは今の坂戸山と坂戸城跡、跡ですね、ということとまたちょっとあれして文化財という意味で話をさせていただきます。県の指定ですとか市が指定している文化財それぞれあるわけですけれども、この辺、何ていいますか保存のやり方といいますか やり方というのはおかしいのかどうなのか。管理の仕方ですよね。年に1回ちゃんと見ていていいあんばいになっていっているのか、その辺の管理について、今言ったように指定の文化財、あるいは主に市の指定している文化財、絵画といますか書物ですとか、絵画とかあるわけですけれども、あるいは彫り物とかとありますが、その辺はどういうことになっているかだけをお聞きして終わりたいと思います。

教 育 長 国指定文化財の整備・保護及び活用について

1点目の所有権の分散がどこでもそうありますが、どうしても進んでしまうということが懸念されます。したがって今、見直しを行っております整備計画をより具体化させることによって、議員のご指摘にありますような公有化が少しでも早めることができるよう、努めてまいりたいこのように思います。

それから市、県指定の文化財の保存・管理の在り方でありまして、特に市におきましては指定はいたしますが、保存管理について市が費用を負担するというふうなことがございません。したがって場合によっては、指定を受けたためにその後の使い勝手が悪くなったというふうなことだって起こり得るわけでありまして。

ですので、非常に矛盾した部分があるなということは重々承知しておりますが、かといって指定したから市が保存管理の費用を負担するということにも、なかなか踏み切れない状況であります。これは随分前から問題だとは思っているところでありますが、それが現状でありますし、今すぐこれを改善する、変えるということも難しい。このように考えております。

議 長 質問順位16番、議席番号14番・井上智明君。

井上智明君 議長に発言の許可をいただきましたので、通告にしがいまして一般質問をさせていただきます。

地球温暖化対策につながる紙(ペーパー)削減を

今回は地球温暖化対策につながる紙、いわゆるペーパーの削減をということで表題をつけて、その中で具体的に二つのことについて市長のお考えを伺いたいというふうに思っております。

20世紀、私たちの人間社会にとっては大変大きな変遷の年代であります。産業革命から始まった技術の革新的な進歩は、2度にわたるあの忌まわしい世界大戦、そのたびに大きな技術発展を遂げました。このことは良くも悪くも私たちの生活を急速に発展させてくれました。特に化石燃料の使用に対する技術の進歩は、私たちの生活を飛躍的に発展させ、それまでの生活は一変してしまっただけです。

それ自体は大変私たちにとってはありがたいことであり、その恩恵を受けることには何のためらいもなく今までやってまいりました。今では車の所有、あるいはスイッチをひねれば

つくガス等々、冷暖房のある生活は当たり前であり、感謝の気持ちさえ忘れてしまっているのが現状であります。

しかし、効率化を優先する余り忘れていた環境に対する配慮、経済を最優先するためにながしにしてきた地球環境への問題等々、20世紀の後半になってようやく見直しがなされるようになってきております。先のアメリカの副大統領アル・ゴアの著書でベストセラーになった「不都合な真実」。その中に記されている背筋が寒くなるような記述、これが現在の地球の姿であるというふうに思っております。

ですが、そんな中でも地球温暖化に対する、それにつながる森林保護を求めるような小さな活動は、温暖化するスピードには追いつかないながらも行われているのが現状であります。その一環として日本では、紙の使用量を減らす活動や割りばしを使わない活動などが、小さな動きとして行われてきております。予断になりますけれども、当市の議会の中でもマイはしを使用している議員は私を含めて二人います。ほかに弁当組が三人、日によっては二人になることもあるようでありますが。少数ながらもこういった活動は確実に浸透しているのも事実であります。

役所ではそれまでのB判サイズの用紙からA判サイズの用紙にとかわり、紙のむだ使いにつながりやすいコピーも両面刷りを、最近では役所で使用する紙のほぼ100パーセントが再生紙であります。また、今議会にも一般質問で同僚議員が取り上げていますが、我が市でも環境行動計画を策定したり、総合計画の中に省エネルギーの推進、あるいは地下熱、太陽熱といったクリーンエネルギーの活用。また、暖房も石油ストーブからペレットストーブへの転換には補助を出すなどなどの運動が行われて、実践に取り組んでいるのも現状であります。

このことについては大変評価するところではありますが、しかし、その一方で住民から役所に対する提出の書類の量はどうも減っていったくないような気がしてなりません。役所は自分たちの使用する紙を減らす努力をしている。その一方で市民から提出される書類は減らず、いやむしろ増やしているのではないかと思われるのがある。これでは先ほど来行っているといった努力が、その意味を持たないのではないか、その活動の意義が薄れてしまうのではないのでしょうか。

そこで具体的に確実に増えている、それも極めて多くなっている建設関連の請負工事にかかわる管理などの提出書類について。そしてもう一つ簡略化してほしいコミュニティー予算や高齢者が携わる補助、助成等の申請書類について、具体的にお伺いをいたします。

1点目であります。竣工検査関連の管理書類、この簡略化についてであります。南魚沼市の誕生に伴いまして、建設工事関連の竣工検査は検査員制度へと移行しました。このことは確かで精度の高い完成品を求める面では、それまで行われていた課長検査に比べて大きな効果が出ているというふうに感じています。ただ、合併以前に比べると検査にかかわる提出書類が極めて多くなっている現状にあります。数千万円、あるいは何億円というような大型工事ならいざ知らず、1千万円から2千万円の工事 下水関連の工事はほとんどこの中に当

てはまるわけでありますが、でも大変多くの書類の提出が求められています。

500万円が境だと記憶しているのですが、以下であれば施工計画書の提出も監督員の指示によって、ということが記されていると記憶しています。私の経験では過去に監督員と協議をして、施工計画書を出さなくてもいいという答えが返ってきたのは、1回もなかったというふうに記憶をしています。

国交省では現在、必要ないものは提出するな、これは原則であります。よかれと思っても不要なものを提出すると返されます。材料承認願、これもJIS規格の製品なら提出はほぼ不要なのです。一番極端なのは工事写真です。私はこの質問をするに当たり数社の業者を訪問調査してきました。見せていただいた関係書類では、工種は全く同じというわけにはいきませんでしたけれども、請負金額5,000万円程度の工事に見せられたファイル、写真だけに関して言えば、国交省の書類の中にわずか2センチ程度。市発注の工事では何と10センチのドッチファイル1冊。約5倍なのです。この辺はどうしても私は改良してほしいというふうに思っています。

私は社会人になった当初、建設関連の会社に就職をしました。当時入広瀬村という今は魚沼市ですが、その福島県境に5年間、国交省の工事を担当していました。そのときに管理書類が多くて、また複雑で、辟易したことを思い出して、何でおれだけがと。町の工事の担当であればこの半分難儀をしないのにと思ったことを思い出しました。

ところが今ではどうでありましょうか。市の書類の方がむしろ国交省の書類や提出書類よりも多いようなのです。それが、私がさっき言いましたように必要ないものは出すなという姿勢の監督員と、あるものは出してもらった方がいいのではないかと監督員の姿勢の差ではないかというように感じました。

それから一番差があった写真ですけれども、国交省では電子納品いわゆるデータを提出しているから、プリントした写真は仕様書に決められているほかは一切必要ないという姿勢です。例えば道路であるならば、この写真は何十メートルに1カ所、この写真は何百メートルに1カ所という規定があります。コンクリートであれば、この工種のコンクリートは何百立米に1カ所というような規定どおりに写真をプリントして出す以外は必要ない。これが本来の姿ではないかというふうに感じています。市の工事でも当然データは提出するのです。アルバムに編集したデータをCD化してちゃんと提出をしている。そのほかにプリントしたアルバムが必要なのです。そこが、私はおかしいと感じています。提出書類がいわゆるだぶっているのですね。

資源保護という観点に立てば、電子納品に移行するというのは資源を保護するために移行するのだ、というふうなうたい文句であったように私は記憶しているのですが、この言葉の意味が何だったのか。薄れてきているような気がしてなりません。そのほかにも同じように大きな工事でも小さな工事でも出す書類は、いわゆる材料承認願なんかは100個使う材料であっても、10個使う材料であっても、1枚の材料承認願が要るのです。試験仕様が要るのです。その辺を精査いただいて、何とか簡略できる方法はないかというふうな思いを非常

に強くしておりますので、このことについて市長のお考えを伺います。

もう1点。2番目に役所提出書類の手續の簡略化ということでお伺いをしたいと思います。一般の人たちが役所を嫌う理由の一つに、窓口の接遇の悪さと関係する提出書類の複雑なことがあげられてきましたが、接遇については近年対応が非常によくなっておりまして、職員の日ごろの努力には感謝を申し上げます。関係書類もきちんとマニュアルにのっとって決められているものはいいのですが、そうでない書類。それは担当する職員によって決まること、主観によって決まることが多い書類、そこらにある種問題が生じる要素があるというふうに感じています。

また、コミュニティーという問題になって恐縮ですが、昨年ある区長さんから相談を受けたのです。コミュニティー予算で市道の舗装を改良したいとお願いに行ったら、担当者に平面図、断面図それから写真、着手前、施行中、施工断面のわかる写真、完了、こういうものを出してくださいと言われたそうでありまして、どうしたらいいのだろうという相談を受けました。私たちであれば、少し経験のある人であれば何でも一言だったかもしれないのです。しかし、ほった押しという言い方は悪いのですが、順送りでも1年区長をする全く土木とかこういうことにかかわってこなかった区長さんにしたら、やっぱりだれかに相談しなければならない。自分自身では結論が出ないことだったろうというふうにそのことを聞いたときに感じました。

それも一例なのですが、それからその他の申請書類なんかにもあるのですけれども、記載要領というのが書かれているのです。それらも役所独特の言い回しがありまして、一般住民の皆さんに理解し難い部分もあるというのも事実であります。特に国や県がかかわるような補助事業では、まだまだたくさんの関係書類の提出が求められることが多いように感じています。できるだけそういうものについても、特に高齢者や社会的弱者がかかわるような補助事業等については、簡単に言ったら、名前を書くだけで、判こをつくだけでいいというような申請の方法、こういうことを考慮いただけたらありがたいというふうに思っています。

できるだけ申請は簡略化して、その申請された書類によって審査を厳正にすること、これが本来の姿であろうというふうに感じています。申請を厳しくして審査を簡単にしたのでは、まさに本末転倒であります。ちょっと隣の市のことになって恐縮ですが、審査不足から震災復興基金の不正使用、井戸の復旧をしたというようなことが起こっている市もあるようです。これなんかはまさに審査不足ということがあらわれた一例であろうと思っています。

先の臨時議会の中で決定をみた住宅リフォーム助成事業、私はすばらしい事業であるというふうに感じています。上手に使って大勢の皆さんからご利用いただきたいと思っています。いかなるこういうすばらしい制度であっても、その手續が面倒で住民の使い勝手が悪くしては実は上がりません。ということで一応この次があるのですが、書いてきたのですが、実は先ほど住宅リフォーム補助事業の交付申請書をいただいてきました。非常にすばらしいことが書いてありました。市長、ありがとうございました。

ちょっと読ませていただきますが、申請人資格等が適格であることを証する書類添付のか

わりに、規則において固定資産税課税台帳、市税収納簿、戸籍住民記録の調査を行うことを承諾します。また、本申請関係人において、私の責任において本申請を行うことに必要な調査を受けることを、私は説明し了解を得ています。ということはこの書類一つ出せば、要は市役所に個人にかかわるいわゆる個人情報というのはいっぱいあるわけです。それを利用してこの申請書1枚で通しますよという書類です。非常に素晴らしいことだと思うのです。

こういうことが、これからやはり全部、すべてに必要なだと思うのです。役所にはそれだけの資料はそろっているわけですから、個人にそれを、税務課に行ってとってきてこっちの窓口に出すなんてことはさせない。やはり大変、時を得たといいますかいい事業だと思っていますので、できるだけ大勢の皆さんからもこの活用を願いたいというふうなことを思っています。

ちょっと褒めすぎましたが、ほかのものについてもこういうご配慮をいただくことをお願いしまして、市長のお考えを伺って第1回目の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

市長 地球温暖化対策につながる紙（ペーパー）削減を

井上議員の質問にお答え申し上げます。まずはこの竣工検査関連書類の簡略化ということであります。まず、最初にちょっと申し上げておきますが、資料、写真については、CDでの提出は今は求めていないということだそうであります。これだけ最初に、これを出してくる業者もいるそうですけれども、求めてはいないということであります。

議員、今おっしゃっていただいたように、さまざまな書類が必要といいますか求められていることでもあります。ただ、この工事検査につきましては、市の建設工事検査規定、それから工事検査実施要綱にしたがってやっているということではありますが、その中で議員おっしゃったようにいろいろ資料が膨大になるとか、そういうものはあるのかもわかりません。そういう規定要領にしたがいますとなかなか管理仕様の作成というのは、一応請負者に課せられている部分でありますので、こういう皆さん方は基本的には標準仕様書にしたがって作成して、発注課の監督員が確認をして検査員が工事を実施していると、こういう流れであります。

金額が高い、低いもございましたが、やはり工種によって例えば金額が高くても割合と単純な工事といいますか、そういうことであれば提出書類という部分は少なくなりますし、複雑であったりちょっと工種が多くなると、やはり多くなるといことがございますので、低いから、高いからということだけでは言えないということになります。

それともう一つ、市の対応の方も含めて申し上げますけれども、例えばある工事を例にとってということになっておりますが、工事材料承認につけた資料と全く同じ資料を品質管理資料につけたりとか、やはり徹底していないという部分もあるのかもわかりません。そういう部分もありまして、私たちとしますと工事の竣工資料として最も重要なのは、いわゆる社会資本の整備としてつくった工事物件を住民の皆さんに安心と安全を約束させるというこの資料でありますので、その詳細が標準仕様書に示されているということでありま

す。

議員おっしゃるとおり、削減できるものは当然削減していかなければなりませんので、担当課の工事監督員、これらにさらにまた確認をさせて、結局、請負者の方にもある程度指導をきちんとしていかないと、標準仕様書を読んで必要のないものまで入れたりそういう部分もあるのかもわかりません。これらも徹底しながら提出資料の削減化はおっしゃるとおりでありますので、削減できるものはもうすべて削減していくという方向で今一度、きちんと精査をさせてみたいと思っております。

役所の提出書類の簡略化。今ほどは褒めていただいたかどうだかちょっとわかりませんが、けれども、遅きに失したぐらいのことは言わなければならんと思っていたのですが、それはそれといたしまして。実は市の単独事業、こういうことであれば今のようなことも簡単にできるということです。ところが、これは地方分権だ、地方の権限委譲だといろいろいわれておりますけれども、国・県にかかわる業務になりますと、これは非常に我々が見てもちょっとと思うようなものも本当にあります。いつかは新聞で国の要綱が定まらないうち申請書を印刷したら、ほんのちょっとの部分で様式が異なったので、また印刷し直させられたとかそういう部分があるわけでありまして。

まさにこういうことも含めて、そんなことは地方に任せてくださいというのが地方分権の始まりであります。これは国・県が絡みますと、その検査を受ける身というのが市町村でありまして、市の独自の様式や添付書類の省略はできないことでもありますのでご理解いただきたいと思っております。これは機会あるごとにやはり国・県にそんなものはという、とにかく簡略化を進めるようにということの進言はしてまいります。

先ほど冒頭に触れましたように、市の独自の判断でやれる部分については極力。確かに我々が見ても普通の何か申請書類はなかなかわかりません。役所言葉ということも含めてなかなか単刀直入に書かないのですね。あれを読んでいれば本当に何をどう言っているのかというのはわからない部分ありますので、その辺も含めて市の単独事業の中では、今おっしゃっていただいて褒めていただいたようなことをどんどん進めていきたいと思っておりますので、まだご指導をよろしくお願い申し上げます。以上であります。

井上智明君 地球温暖化対策につながる紙（ペーパー）削減を

請負工事についてはまさに仕様書がありまして、その仕様書によるという部分があるのです。なかなか自分勝手に簡略化できないというところもわかるのですが、そこを仕様書によるのだからみんな出せと言うのか、でも、おい、こんなのはいいいではないかと言うかこの差だと思っております。さっき材料承認の話をちょっとしましたけれども、簡単にいえば使う材料は全部材料承認願を出せ、承認をとりなさいと。そうすると仮に砂がちょっと、砂利がちょっと、それは全部試験表が要るのですよね。試験表が要るということは、そのボリュームが1立米であろうが1,000立米であろうが、試験表は1枚です。1冊の試験表です。

例えば水道なんかは今割合に提出書類が多いのです。本当に膨大もない、関係業界の承認した書類みたいなものまでいる。仮に部材の小さい継ぎ手を五つ使う。それでもちゃんと

1枚の承認願と、成績表と、関係業界が認めたというような書類とそれが全部要る。それが100個でも200個でも同じなのです。ということは、やはり少額のものに対しては、個数が少ないものに対しては、ある程度線を引っぱるとか何とかということが正しいかどうかというのは別ですが、その辺ちょっと考慮いただかないと業者が大変だと思うのです。

書類だけで 安全管理の書類などは、工事が多くなると日にちが長くなりますので当然多くなるのですが、そのほかの提出書類というのは、できるだけ少額の工事についてはこの程度のもは、という部分があってもいいのではないかなというふうな気がしております。

提出書類はここへいただいてきたのですが、国交省でも県でも大体同じような感じです。それによってまとめられているのですが、施行計画とか工程管理、施行出来高管理、品質管理それから安全管理大体こんなもので、後はその他の書類というようなことプラス写真です。そういう中であってもやはり提出された書類の量が工事金額によって云々というのは一概に言えないのですが、国交省の5,000万円、6,000万円というような工事であっても市の1,000万円の工事であっても、提出書類がそんなに変わらないというのは、やはりどこかちょっと考える余地があるのではないかなという思いを私はしているのです。

聞くところによると、ある同じ会社の中でもある現場担当がうまく書類をまとめて、こういう書類をこうしてすると、その次に今度は別の担当が検査を受けたときに、この前はこうやってまとめて非常に検査するときに見やすかったと。いい書類だったと言われると、いいのに倣ってまた次はいいとこ、いいとこといくのです。そうするとどうしても書類が増えていかざるを得ない。

ですから必要ないものは出さなくていいという姿勢がそこにないと、こういうのがあって非常によかったといわれると、検査を受ける側とすれば指摘されるより褒められた方がいい。ですから、その分が積み重なる。必要ないものが増えていくということなので、その辺を、必要ないものは提出しなくていいという姿勢を、どこかで作っていただきたいというのがお願いです。その部分について一言お願いします。

市長 地球温暖化対策につながる紙（ペーパー）削減を

必要ないものは提出しなくていいということであれば、今ここで私が明言させていただきまして、必要のないものは提出しなくていいです。これはもう全くそのとおりでありますので、現場でもしそういうことが行われていないようであれば、またこの後徹底をさせていただきます。

水道、下水道につきましては、これはやはり埋設物になりまして、後の確認がほとんどできませんので、特に写真関係とかそういうことはちょっと他の工事よりは多くなっている部分もあるやもわかりませんし、その品質管理的なものについてはちょっと厳しい部分があるかもわかりません。それについてもし疑問があったり、ご質問があるようでありましたら水道事業管理者に答弁させますけれども、それはよろしいですか。（「また***」の声あり）必要のないものは出すことが必要ありませんので、それはきちんと徹底をさせます。

井上智明君 地球温暖化対策につながる紙（ペーパー）削減を

3回目になりますので一言だけお願いをしておきます。さっき関係書類についての話を2回目のときにしなかったのですが、市長にいい答弁をしていただきましたので、できるだけ簡略化、あるいは説明文書なんかもわかりやすくということに、十分な心掛けをいただきたいと思います。

それから請負契約、これは請負に限らず契約行為というのは、いわゆる市役所を甲とし業者を乙としてその信頼関係に基づいて契約書を交わすわけですから、写真なども納品されると全体に撮りますよね。そして納品した品物の大体数が全部わかるように撮って、後、検尺、長さがわかるように撮って、丸がわかるように撮って、寸法がわかるように撮って、その上に銘板があるやつは銘板がわかるように撮りなさい。そのほかに伝票をつけなさい。伝票の写しをつけて、さらに受け払い簿をつけて、そして現場写真も現場でそれを継ぎ手なんかの場合は撮って、その継ぎ手についている銘板がわかるように撮りなさいと、こういう指摘がある。

ということは、その最低限の信頼関係に基づいてした契約行為であっても、そこまでやる必要が本当にあるのかどうかということ。その辺が書類を減らす、写真を減らすということにつながってくるのではないかと思いますので、その辺も今後ご考慮をいただけたらというふうに思います。これで終わります。

市長 地球温暖化対策につながる紙（ペーパー）削減を

これは本来、議員おっしゃるように契約ですので、そこに信頼関係が成立をして、ある意味ではでき上がってくれば何でもいいやとは言いませんけれども、それを受け取るというぐらゐの本当にそういう関係が築ければ、これは一番いいわけです。

ちょっと実情も申し上げますと、ある土木建設会社に勤めていたという人が、わざわざ写真もつけたり、そしてこういう不正工事をやっているとか、そういうまた投書、投稿もあるわけでありまして、非常に苦慮しているのです、そういう面では。勤めている人ですから。そこは辞めたのですけれども、勤めている。こういうことをやっている。写真を撮るときはそこだけはきちんとしているけれども、そうでないときはこうだとか。

なかなかそういうこともありますので一概に全部パツということにはなりません、さっき議員におっしゃっていただいたように、最低限の信頼関係がきちんとそこで構築できるようなことやっていかないと、お互いがやはり非常に厳しいことになりますので。それらも含めておっしゃるように、とにかくそういう提出書類の削減には日々努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 質問順位17番、議席番号22番・中沢俊一君。

中沢俊一君 井口市長におかれましては、富士の白雪のごとくまっさらな心という前日の答弁をいただきました。私は度々その富士の噴火を受けておりまして、いささか若干の火山灰をかぶっておりますが、唄の文句に、とけて流れれば皆同じです。まっさらな気持ちで一般質問に入ります。

先般私も還暦の同級会がございました。ここには清めの塩ということでお守り代わりに持ってきましたけれども、私も元来丸い心であります。何しろ生まれが乙女座でして、しかしながら五黄の寅ということで、尾っぽでも踏まれればまた何かあるかもわかりません。そんなことで本題に入ります。

まだ間に合う、特例債事業の見直し

まず通告書にしたがいまして進みますが、鳩山内閣が倒れました。平成に入って16人目の総理大臣ということでございます。ほかの国からみれば、何と日本はというふうに言われても仕方がない。やはりこれにはいろいろな風潮がございましょうけれども、税金のむだがありはしないか。年金に代表されるような本当に怠慢な一部の行政がありはしないか。仕分けに見られるように本当にやっていることをガラス張りにして我々にも関心を持たせてほしい。そんな民意のあらわれではないかと思っております。

地方政治とて例外ではございません。市長も我々議員も4年に1回の選挙の洗礼を受ければ、後は市民から白紙委任をされているわけではございません。さまざまな案件がございませう。そうした中で先日の市長の答弁にもございました。市民のための政治、これが本流であって市民による政治というのは、場合によってはいかなものかという意味に私は受け取りましたけれども、これは私とは少し見解が違うと思っております。

史上有名な政治家の演説、本当に短かったそうではありますがリンカーンは「人民の、人民による、人民のための政治」こう言ったといわれております。やはり人民の主体となった人民が、人民の手で、人民による、人民のための政治。人民のためのこれはしかるべき代表を通じてのことでございませうか。やはりそこには主体となった人民が関与してこそとこれが私は欠かせないと思っております。これまた以後に一般質問の中で触れさせていただきます。

そして3番目ですけれども、市長は市民より市長報酬を受けて、我々議員も同じであります。市民の権利である予算執行権の行使、それによって発生する結果責任を負っていると思っております。棺のふたを覆われて初めてそこで評価される。それも結構でしょう。また、そこで墓石の頭をこつんとたたけばそれでいいと、それも仕方がないと。ところがそれでは結果責任にはならないわけでありませう。しりぬぐいはだれがするのか、もし、うまくいかなかった政策があるとすれば。その辺もよく考えながら私どもは 議会もそうです。

古代ローマではある時代をだれだれが執政官であった時代、結局は皇帝が行う政治これを元老院、つまり議会の代表者がだれであったかということがずっと語られてきたわけでありませう。私どももこれからはそうでありませう。あの当時のあの政策は、あの市長で、あの議会で、あの議員がいてと、これが後世ずっと問われるわけでありませう。このことをもちろん我々も肝に銘じておかなければなりませう。

さて、合併特例債の有効期限が合併5年、折り返し地点にまいりました。これからが本題でありますけれども、以下二つの点について今日は一般質問させてもらうわけでありませう。つまり、何度かこの席からこの合併特例債を含めた財政について、市長と議論をしてまいり

ました。やっぱりかみ合わないのです。財政観が違うといいますが、私の方がもちろん未熟でありますからこれは仕方ありません。しかし、これだけはここにご臨席の役場の幹部職員さん、それから我々もちろん議員もそうであります。もう一度よく考えてみたいと、そんなふうに思っております。

と申しますのは、先月の14日、これは大宮で。そして先月の20日には東京で、ある出版社の公会計のセミナーがございました。同じ講師であります。私は去年の7月に続いて2回目の受講をいたしました。ほかの会派の皆さんも確か大勢、14日の大宮のセミナーには行っておられると思います。そこで講師が冒頭何を言ったか。今までは国が示した基準、これをクリアすればいい。要は赤点を免れればいい。赤点をクリアすればいい。赤点をクリアすれば国はちゃんと借金をさせてくれる。これからは違うのだ。これからは偏差値だと。そのために合併は行われ、各自治体が競争をしていく。やっと40点ぎりぎりのところもあれば、幾つかの項目ですね、80点、90点で堂々と高速道路を走れるそういう自治体もある。これからはそういう観点でほかの自治体と比べながら 今、議員控室にはもう1カ所のセミナーがあります。同じようなことが書いてあります。ほかの自治体と比べながら自分の自治体の力を図っていく。これが大事であります。この辺のことはよくここで、降壇してからになりますけれども、市長と議論をしてみたいと思っております。

(2)番目になりますけれども、そうした上で合併事業の効率的な活用への見直し、ここでも何度かこの席で申し上げました。県内では新潟市を始めあちこちでこの合併特例債の、早く言えば仕分けでございませうか。合併が議論されていた当時、合併当時 7年、5年というもう歳月が過ぎております。当然、当時考えられていた経済事情、それから技術の発展、市民の要望、変わってきているわけであります。これにあわせて大事な、大事なこの借金をどう使っていくか。やっぱりもう1回ここで仕分けをしておいて、しかも市民の目線を入れながら、これが私は大事だと思っております。

ここにも書いておきましたが、ヒト・モノ・カネの循環を促す部門、これにもう一度えんぴつをなめ、なめ、結構だと思えますよ。それが市長や職員の腕であります。理由をつけながら、無理してでも理由をつけながら、同じ金を使うのだったら、もっと効率のいい部門はないか。それをここで改めて取り組んでほしい。

私も去年の6月議会以来、公式野球場の建設に多くの疑問を持ってこの席に上がらせてもらいました。今回もその点を含めて、私はどうしても市長にもう1回、これが最後になるかと思っておりますけれども、もう1回伺いたい。昨日もこの効率的なお金の使い方については提案がございました。例えば駅前商店街、これからはあそこに図書館が建てられる予定である。庁舎がある、ララがある、駅前の商店街がある。これを何とかかんとか、同じ事業でなくても理由をつけて一体化したそういう開発ができないか。確かにそういう新市建設計画のあれを見せてもらいましたけれども、合併特例債はそういう使い方ができるのですよね。

これが一つの例ですし、もう一つは、これも前にこの席から言わせていただきました。初日に県の進める新潟空港の研究会でしょうか、そこにたった3万円だけれども市が参加料を

補正予算で組んだ。県の方は療養滞在型の観光これを考えているというふうに私は市長答弁から受け取りました。

もう5年も前になりましたでしょうか、県知事が基幹病院に先端的な放射線医療の設備を組み込みながら、アメリカにあるような高度な医療をここでやる、そういう地域にしていきたい。そうすれば首都圏はもちろん、日本海の向こうの裕福な中国人、ロシア人、韓国人。向こうの方ではなかなか医療に不安がまだあると思います。こっちへ滞在しながら、この辺のちょうどいい1カ月ぐらいの観光資源がいっぱいあるわけです。投資もしてあります。文化も伝統もあります。大陸の宗教のしばらくなかった、そういうところで死を迎えようとしている、死を迎えるかもしれない、そういう不安を抱えながら、例えばこっちへ来る患者にとってはここでお寺を巡り、また古代の武士の生き方に学び、そういうことを1カ月でこなしていく。

そういうメニューさえ作れば、本当に魅力的な滞在地ができるのではなからうか。そんなふうにも考えております。そういう投資もうまく組み合わせれば、合併特例債では十分にカバーできると思っています。そんなことも含めまして壇上からの質問を終わります。

市長 中沢議員にお答えを申し上げます。答弁に入る前にちなみに申し上げますと、私は生まれがねずみ年、星座はうお座。虎なんかには比べますと非常に微々たる存在の、ただ窮鼠猫をかむということもありますので、その辺が今まで少し出たのかなと。余り窮地に追い込まないようにひとつお願いを申し上げたいと思っております。

まだ間に合う、特例債事業の見直し

まず、選挙後の4年間、これは白紙委任ではないと。これはもう全くそのとおりであります。私も当然そう思っておりますから、選挙時に議員の皆さんも含めて掲げた公約的なもの、これについて住民の皆さん方から判断をしていただいて、当落が決定をしていくということだと思います。

そうなりますと選挙時に掲げた公約については、これはよほどのことがない限りですけれども、今でいえばマニフェストというような言い方をしていますけれども、これはある程度遂行していく努力をしなければならぬ。その中でできないことも出てくるかも知れません。4年間のうちに全く突発的に出てきた問題、あるいは重要な問題等が出れば、それは当然また改めて議会の皆さん、あるいは市民の皆さん方からの判断もいただきながら、最終的な判断をしていくということでもあります。

今のウオロク問題なんかはまさにそのとおりであります。これは私は公約をしたことでもございませんし、思っていたことでもないことがこういうふうに出てくる。ただ、一概にすべてだめだという断り方でいいのか否か、という思いがすごくあったものですからこういうことで。ですので、議会の皆さんからも十分議論いただいて、そして市民の皆さんからもまたそれぞれ声を寄せていただいて、その上で判断をさせていただくと。そういう姿勢で臨んでいっているわけでありませう。

そこで、初日にも少し申し上げました。今の国政をみておわかりのとおり、4年だか5年ですかもう首相が1年交代。この根底にあるものは何だということを申し上げたわけであり

ます。いわゆる世論調査、あるいは支持率、こういふことで連日マスコミ等がその話題を持ち上げて、そこにまた国民の皆さん方がそのことに一喜一憂しながらずっと続いている。ただ、出している政策とかやり方とかも問題はありますけれども、そういうことです。

そこで、本当の民主主義というものを民意至上主義というふうに信じて疑わない我々にも問題があるという論文を見させていただいたわけでありまして。政治家だけにかずけることではなくて、もう市民、国民こういふ皆さんが大きな声をあげれば、政策はすべてその方向にいくということであれば、これはもう議会制民主主義そういうことは必要なくなるわけですから、そういうことをきちんとわきまえながらお互い行動しましょう、ということをおし上げたところであります。

そういう前置きをさせていただいて、この他の自治体のとの偏差値比較そのこともあるかと思ひます。政治が結果責任であるということは常に申し上げております。そして評価は棺を覆うてからであります。結果責任で墓場が一生たたかれていればそれが責任かと、そういうことではないのです。評価は棺を覆うてからということで、責任はその時々を生じます。結果の責任はですね、その時々を生じますから、その結果に応じた責任というのは常に覚悟をして、執行に当たらなければならぬということでありまして、私は常にその覚悟を持ってやっているということでありまして。

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的に、19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」これが法律ですね、これは法律です。これが制定されて、財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられた。これはご存知のとおりであります。そしてそれに応じて財政の早期健全化等の計画を策定して、財政の健全化を図っていくための制度が制定をされているところであります。

四つの健全化判断比率は議員ご承知でしょうから特に申し上げませんが、いずれの部分にもいわゆる該当はないと。ですから、及第点ということですね。議員のおっしゃっている及第点はクリアしているということでありまして。ただ、絶対的な基準ということがあるか否かということになりますと、国が示す法律の中で示している、そういう基準的なもの。あるいはそれぞれ学者の先生や経済関係の皆さん方が考えている基準、そういうのはあるかと思ひますので、いろいろその考え方の中で差は出てきます。

ですから、絶対的な基準はございませんが、私たちはいろいろ申し上げても、やはり国、県との関連というか、これがなければ全く地方公共団体は成り立たないわけでありまして。この依存が高い今、私たちは確かにそうです。国への依存は高い。ですから、国の基準をまずはきちんとクリアしていくと、このことに努めなければならぬとそういうことでありまして。

実質公債費比率、これはもうずっと言われているとおりようやく22パーセント台まできた。これが平成27年度には18パーセント以下ということをおお体もっていける方向性も出ましたので、それに基づいて財政運営をしていくということでありまして。実質公債費比率の高い原因そのものはもう何度も申し上げておりますし、今、市政懇談会の中でもそのことは触れながら、いわゆる上下水道、それから旧広域連合、この部分はほかの市にはない。下水

道はほかの市にもありますけれども、そういう部分の中で、我々はそういうことでちょっと実質公債費比率は高くなっていますと。しかし、これも計画的に債務の返済をしながら、さっき言いましたように適正基準の18パーセント以下には、平成27年、遅くても28年にはもっていけますということを申し上げているところであります。

偏差値比較、そういうことでありますので、私たちもそれを目指さないということではないのです。やはりほかの自治体より早くよくなりたい。そういう思いは常に持って行動しているわけですので、国の基準を例えば今クリアしたから、後はそれでいいのだということではありません。ですので、昨日ですか、黒滝議員のご質問にもお答え申し上げましたように、財政健全化計画このものは一応5カ年は22年で終了しましたが、次なる健全化計画 健全化ということの言葉は除きますけれども、財政のいわゆる運営これはきちんとやっていると。今までの健全化計画に基づいた中でこれからもきちんとやっているとということでありますから、決してここで手を緩めてもうこれでいいのだということではない。そのことはご理解いただきたいと思っております。

2番目の合併事業の効率的な活用の見直しです。これは議員、前にもちょっと新聞にも出ましたが、今、新市建設計画を合併時に作成して、そのことを新市建設計画として事業を継続しているところと、その新市建設計画に基づいてこれを総合計画に織り込んでいっているところ、これが長岡市、私どものところとあと妙高市ぐらいでしょうか、もう一つぐらいある。あとのところは新市建設計画をそのままずっと、総合計画という位置付けではなくてやってきている。ですから、当然見直しも入ってくる。見直さないところもあるかもわかりません。その違いはございます。

ですから私たちは総合計画を策定するときにはまず一度、新市建設計画的なものを見直してきている。そして中間にもまた見直しも含めて入ってきている。当然ですけれども5年後の基本計画、このときにはまたある意味では見直しといえますか、そういうことも当然入ってくるわけであります。そして3年のローリングでは、その時々に見直していますよ、年々に。計画には載っていたけれども、これは例えば必要なくなったとか、いやもっと規模をこうだとか。そういうことで財政との調整をしながらやっているわけで、私どものやり方の方があ意味では、日々、これ新たということをやっているわけです。ここへきたのだから新市建設計画をもう一度見直してみようという動きよりは、非常に素早く、的確にやっているということだと私は自負しております。それは考え方が違えばまたそれなりに。私はそう思っています。

そこで、合併時の建設計画の中からさっき言いましたように、必要だと思われる部分を総合計画に全部織り込んでいるわけです。一般論としましてでは何をやるかといえますと、市民福祉の向上と。ここにすべてが集約されるわけですね。その糧である産業の振興、これが市政運営の基本だというふうに考えております。今、取り組んでいる、あるいは総合計画上に乗っている主な事業を申し上げますけれども、実施済みのものもあります。斎場改築これは9月から始まります。養護老人ホーム魚沼荘の改築これはまだ未着手です。幼稚園や保育

園の整備これは徐々に進めておりますが、まだ終了ということではありません。環境衛生センターの整備これも今年がまた山場であります。観光交流拠点整備これは今泉博物館ですね。それから小中学校の改築、耐震・大規模改修、これはおおむね、塩沢の給食センター。あと大原運動公園整備、図書館整備とこれが今総合計画上に載っている、そして新市建設計画にも載っている主要事業ということでもあります。

もちろん、むだ金をどんどんと投入するなどということは全く考えておりませんし、何と申しますかそれぞれのやはり目的や、それから・・・ある意味では目的ですね、それぞれの目的があるわけです。そしてそれを市民の皆さん方がどう利用していただけるか。このことに我々は、例えば赤字施設であっても市民の皆さんがどんどん、どんどんと利用をして、これはもうそれであってもいいというそういう施設だってあるのです。

例えば今触れましたように、赤字でいいということは言いませんけれども許容範囲の中では、市民会館あるいはディスポート、こういう部分はなかなか黒字化はしません。当然ですが商業ベースでやっているわけではありませんので。だけれどもこれがなくていいかといえはそういうわけではない。そういうことも含めながら、財政面もきちんとみながら、そして将来の推計もきちんとやりながら、私どもも肅々と総合計画に則って事業推進させていただきたいというところでもあります。以上であります。

中沢俊一君　まだ間に合う、特例債事業の見直し

住民の参画ということについては、ある程度今の答弁で納得をしようと思っております。最大限にそういう市民の参画、これを図るやはり仕組みをある程度これからは考えていただきたいと思っておりますし、これは活用の仕方によっては市にとって本当に大きい力になりますよ。このことはひとつ常に頭に置いてほしいと思っております。

さて、財政論に入りますが、実質公債費比率22.9パーセント、水道事業があり、下水道がまだこれからピークと。確かにもう下水道が全部終わって、100パーセント終わって、もう返済が進んでいる、そういうもう難儀が終わったところがあるわけですから、そういうところに比べればまだまだ難儀ですよ。

そして私、初めてこの間気が付きましたが、この実質公債費比率には企業会計、つまり水道事業や病院といった企業会計の負債が入っていないのかなというふうに思いました。普通会計・・・(「いるからそうなっている」の声あり)いえいえ、普通会計と企業会計は違うのだよというような説明を受けましたね。わかりました。それはそれで私の思い違いかもしれませんが、それにしてもそれでは市長あれでしょうか、ちょっとでは話を最初に聞かせてもらいますけれども。今22.9パーセントですよ、これで年間我が市はどれだけの元利金を支払っているのか調べたことはございますか。

市長　まだ間に合う、特例債事業の見直し

申し上げますけれども、いわゆる会計は別個です。ご承知のように水道会計にも、下水道会計にも、それから病院会計にも、一般会計から全部繰出金を出しています。繰り出しを8億円とか7億円とか。その部分、繰出金の部分が全部分子か、分子ですね、そっちにのって

くるのです。ですから連動しているのです、連動しています。どういうご説明を受けたかわかりませんが、私たちがそれがなければ今もう18パーセント以下なんて楽々ですよ。議員はそういうことは抜いて22というふうに今までお考えだった。23とかですね。いやいや後でいいですが。

そうではないのです。ですので、度々私が申し上げているとおり、いわゆる広域水道企業団を市で受けたという市は新潟県内にはありません。それから広域連合的な部分ですね。これもそっくり市で受けたというのは確かないのです。十日町地域も津南がまだ残っていますから、それでまだやっているのです。私たちはそれをそっくり受けて湯沢から負担金・分担金をいただくという方法をとりましたので、一旦やはりこれは市の借金です。そういうことです。

地方債の償還というのは毎年見ていただければわかるとおり、大体公債費というのが予算にのっていますから、その部分だと思っていただければ。今、細かい数字は私はあれですけども、21年度では元利償還41億2,000万円です。21年度では償還分が34億7,000万円、利子が6億5,000万円、ですので41億2,400万円これです。22年度は確かこれはちょっと減っていると思うのです。毎年、毎年20年度が42億円、19年度が43億円、こういうことで毎年借金の返済は減ってきている。その上に議員ご承知のように、長期債の繰上償還補償金免除という部分がありましたので、これだけでも確か相当、全体とすると・・・何十億だったか、まあ相当数の金利が免除されるということでもあります。以上です。

議長 中沢議員の発言の前に一言申し上げます。当議会では反問権はまだ認められておりませんのでその辺を注意してください。

中沢俊一君 まだ間に合う、特例債事業の見直し

反問をしていただいても結構ですよ。ちょっと今、市長、改めてでは数字を申し上げます。今41億円というお話がございました。これは繰上償還分の7億1千万何がしを含んでおりますから、実質は一般会計34億円です。これに下水道会計が26億3,600万円、水道会計が18億5,000万円、病院会計が1億8,000万円、これだけあるのですよ。足して、いいですか、市長は全部普通会計にとっこみという話はした、私は聞いたわけです。たまたま今日見たこの間のセミナーの資料に、普通会計だったものですから今日は総務部長に聞かせてもらいました。私のさっきまでの認識に、もし今の市長の答弁のような誤認がございましたらこれは勘弁させていただきたい。

80億8,000万円ですよ。これをでは他のところと比べたことがありますか。いいですか、今、比べますよね。総務省がまとめた同じような人口規模、同じような産業、南魚沼市と同じような市が129あるそうです。平成20年度は二つ増えました。この中での平均が14.3です。いくら同じような規模で会計が組まれた場合違うかと申しますと、試算をすると50億4,000万円になりますから30億4,000万円違います。もし、私どもの市の実質公債費比率が平均の14.3であれば、ほかのライバルと同じ数であれば、年間30億4,

000万円違います。

県内を見てみましょう。15.3です。仮に同じような財政規模であれば、27億1,000万円使える金が浮いてくるのですね、この市は。こういうことをやはり関係しながら、だからこれから取り組む事業はやはり精査しなければならないですよ。行政、政治の大きな役目はやはり将来の安心・安全を確保することです。それにはとりあえず今作る金が工面できるからいいや、維持する金が工面できるからいいや、これでは私はうまくないと思っています。いかがでしょうか。

市長　　まだ間に合う、特例債事業の見直し

何度も申し上げておりますけれども、私はさっき年間の償還といたしますか、借金なしがどうだとそれは一般会計の数字を言いました。当然水道もあれば下水道もあれば病院もある。それが80億円だかどうだか、そこまでは私は今確認しておりません。

そこで申し上げますけれども、なぜ私たちの市にそのくらい借金が多いのだろう。ですから、さっきから言っていますように、単体の水道ではない広域水道企業団。ここは合併時は300億円あったのですね、330億円も。それをそっくり受け入れているわけです。（「それは知っております」の声あり）ご承知でしょう。ですから、あなたの今おっしゃっている議論とは全くそれは1回離してやらないと、他の市はこうだ、ではお前方どうだと。それだけ別のものを抱えているわけですから。

そしてあそこの何ですか環境衛生センターもああいう溶融炉等も建設をしたり、あるいは消防もあたり、それをそっくり私たちの市でいわゆる合併時にもってきているわけですから、実質公債費比率が上がっていたというのは、これは致し方のない事実です。ですから、それをどう減らしていくか。そして減らすためにどういう財政運営をしていくか。これが皆さん方に示した平成33年度までの財政のシミュレーションです。

それを皆さん方はそれでよかろうとこういうことで、これは議決ではありませんからね。そういうことで私たちもそれにまたのっとして、それも日々見直しをしながら進めてきているということでもあります。事実数字の悪い部分はあります。これはどうしてもありますが今すぐ変えられませぬので。さっきあなたがおっしゃった負の遺産ですよ。だれが責任をとるのですか、だれが。責任は今やっている我々がとっているのです。

前の人にかずけたり、あれがこう言ったからうまくなかったなどということは絶対私は一言も言わないで、そういうことをきちんとやっていく。ですから私の後をやる人も、井口はやたらなことをしてしまって困ったな、などと言うかもわかりませんが、言われないうにしなければならない。反面教師ですね。そういうつもりでやっていますから、今あなたのおっしゃっていることはまさにそのとおりです。だけれども、そういうことができないもう実情があって出発した市でありますので、これはいくらここで議論をしても、それは何といたしますかもう水掛け論です。

ですから、私たちは借金も減らしていこう、そして市民の皆さん方のいわゆる福祉向上にも努めていこう、増税とかそういうことは与しないにしよう。そういう基本で今財政運営

をやってきて、ようやくまあまあ実質公債費比率の数字を見ますとここまでおりてきた。そして27年、28年には適正水準までもっていけると、こういうことを言っているわけです。今の数字だけをぽんと取り出して、そしてどうだ、こうだと言われてもこれはでき上がった事実の中から出てきているわけですから、新たにゼロから始めてやるというのであればいくらでもできます。そうではないものですからそういうことを申し上げているわけです。

そして、事業についてもむだだと思う部分なんて作りませんよ。今、必要であるとか、ないとかという議論がある部分もありますけれども、必ずきちんとそのとき作っていてよかったというように、私はする自信があるのです。そして皆さん方にもそのことは十分ご理解いただきたいと。これからはっきりとした数値を出しながら、皆さん方にまたご説明を申し上げていくとこういうことであります。

中沢俊一君　まだ間に合う、特例債事業の見直し

市長、全くあなたがおっしゃったことを私も言いたいのです。どういう理由をつけようが、なかなかすぐには返済が進まない借金があることはあるわけですよ。あなたも先般の答弁で私におっしゃいました。踏み倒すことなんか絶対にしない。当たり前ですよ。だれが払ってくれるわけではないのだ。私も30歳過ぎに8,000万円の借金をしました。本当に何度も言いますが、だれが払ってくれるわけでもない、全部自分で払わなければならないわけです。市だって同じですよ。

いいですか、どんな言い訳も聞きませんよ、借金返済は待たないです。何にも優先して借金を払わなければ、経営自体が追いついていかないのだから。それが市にもこれからは重く、重くのしかかってくるということです。それが5年後には実質公債費比率が18パーセントを割るかもしれません。しかし、他では身軽な自治体は黙ってこのままいくのですか。そうではないでしょうね。どんどんと次の、国が今こういろいろな形で財政が危ぶまれています。もしも国が財源をよこさなかったら、交付税が減ってきた、借金もさせない、そうなくても生き延びていけるように、もっともっとスリムにしようと思っていると、これは違いはありません。そしてそれが我々の市に比べれば、ずっとずっとやりやすいのです。それがこの総務省が示した七つの指標のうちの、四つのびりに近い部分が本当に重たい足かせになっているのです。そこをよく考えて、やはりこれから行う事業は市民の大半がそうだな、納得だな。我々も大勢していいあんばいに使っていこう。こういう合意がなければ私は絶対に取り組むべきではないと思っています。いかがですか。

市長　まだ間に合う、特例債事業の見直し

同じで考えていただければそれは本当にありがたいのです。まさにそのとおりです。それで議員おっしゃったように、生い立ちが生い立ちですから、さっきから言っているようにすぐにぽんとはなりませんけれども、それはそれを目指してやっていくということです。今、市がどういう努力をしているといいますと、もう財政健全化5カ年計画の中の努力です。人件費の削減であり、あるいは公共投資の抑制であり、当然ですけれどもむだ使いなんてしませんけれどもそういう部分。それから繰出金の見直しも含めてやっていかなければならない。

それで市民の皆さん方から大半の支持を得る施策というのは、そうそう数あるものではありません。それは相反するものあれば、いや圧倒的に支持をいただくものもあるかもわかりませんし、支持いただかないものもあるかもわかりません。ただ、それはさっき言いましたように、私が選挙のときに掲げた公約について私は支持をいただいたと思っているのです、私は。それをごり押しするとかという意味ではなくて。それが単体の事業分に限ってそれはだめだとか、そういうことで市政が混乱するようであれば、これは選挙という名目というのは何、どこへ出ますか。ただ、人柄がいいから選んだとか、あれはちょっとかっかする嫌だから選ばないと、そういうことで選挙をやっているわけでは私はないと思うのです。きちんと主張すべきことを主張して、そのことに基づいてやはり私は選挙の洗礼を受けていると思っているものですから。

ですから、運動公園整備ということはきちんと私はあの年の20年ですか、書き物にも書いて皆さん方とそれぞれ選挙を争ったわけです。4対6、6：4ですから6割ぐらいの支持をいただいて当選させていただいた。それを今度は具現化していこうと。その前からのもう引き継ぎですけれども。

だから、大きな流れの中の政策やそういうことを進めようとするときに、おい、それはちょっと待てと。いわゆる南魚沼市の方向がこういくか、ああいくかなどというときには、それはそれで結構だと思います。それから迷惑施設ですね。ごみの焼却場とかあるいは斎場とか、迷惑と言っては失礼ですけれどもそういうものを新たにどこかに建設しようというときに、賛成という人と反対という人が、これはいろいろ出てしかるべきどうしようもないことです。

迷惑施設を作ろうという思いは私は全くないわけでありまして。図書館だって同じです。図書館もこれから検討委員会の皆さん方から答申が出てきますが、では内容がこうでお金がこのくらいかかってということを引ききくとしたときに、おれは図書館に行かないやと。そういう人たちが反対運動なんてしたらどうなるのですか。それは数が多いか少ないかはわかりませんよ。そういう問題ではないということを私は言っているのです。

ですから、どちらにするにしろ、相反する皆さんには私がきちんと説明を申し上げて、将来の後顧の憂いのないようなことも含めてご説明を申し上げて、ご理解いただいた上で実行に移していきたいということを、昨日おとといとずっと申し上げている。これは野球場とかそういうことに限って言えばです。ほかの施策もそうであります。それはいろいろやる中で反対も出れば賛成も出るでしょう。それにいちいち、いちいちもう反対が多いからやめなければならぬとか、賛成だから思っていなかったけれどもやろうとか、そういうことではないということをご理解いただきたい。

中沢俊一君　まだ間に合う、特例債事業の見直し

少し関連しますが6月14日新潟日報に入広瀬の箱物行政のつけという形で大きく取り上げられておりました。すぐこの市に当てはまると私は全く考えておりません。考えておりませんが、やっぱり今の、どうでしょうか国民、住民の総意として十分その利用価値と

か将来性が検討されていたはずのこういう箱物が、今は打ち捨てられて、魚沼市もスキー場を幾つも今回は閉鎖すると。市民もある程度の 議会は別として、市民はある程度のやはり理解はしているようであります。

やっぱり持つ必要のないものは持たずに、機能だけをほかの方法で上手にお金を使いながら達成していこうではないかと。これが今の普通の市民の、普通の考え方ではございませんでしょうか。ですから市長、あなたが今おっしゃいましたけれども、こうして1万9,000何がしかの反対署名が集まりましたが、やはりこれをくつがえしていくと本当にあれですよ、市長は9月議会に向けて見通し、価値、効果かなりの努力を重ねながら皆さんから納得していただかなければなと思っています。その辺の確認をもう1回ではお願いいたします。

市長 まだ間に合う、特例債事業の見直し

入広瀬のことは私も新聞でずっと見ていますし、それはそれとして、今日、昨日の新聞をご覧になりましたか。どこの新聞にも大体書いてあります。蓮舫さんが2番目ではダメなのですかと言った言葉もやゆししながら、はやぶさです。もう日本人の技術の粋をと。では、ああいうことを目指す、このことがそしてこういうふう成功すれば国民にこれだけの勇気を与えるのです。

市政だって同じです。ただ、ただ、ちょっとレベルが高いからそれは挑戦しないでおこう、こう思えばそれで終わりです。高いところを目指さなければダメです。高いところを目指すから、やはり若い人たちもそれに鼓舞されて一生懸命出てくるのです。我々もここで終わっていようと思えば楽なものです。そういうことではないという。声を荒げているのではなくて力説しているのですから。

ですから、よりレベルの高い部分を目指そうとか、そういうことはもうなければこれは進歩が出ません。図書館だって同じです。これから答申がどう出てくるかは別として、ほかの市にないような特徴を持ったいい図書館を作っていく。そしてそこで勉強も含めていろいろやってまた伸びていってもらおうと、そういう思いです。斎場だって同じです。今までのない部分で。みんなそう思ってやっているのです。ですから、むだだと思われる部分は今からふたをしておいて、そういうことでは 別にむだをしようと思っているわけではありませんけれども、そういう部分も含めてご理解をいただきたいと。

9月議会というのは私が昨日から申し上げておりますように、答申案が出たものをでは実行に移すとすればどの程度、本当にお金がかかりますかという部分の調査設計費は計上させていただく。それによってむだと思われる部分は削除したり、あるいは付け加える部分があれば付け加えたりしながら、実行するか否かということは来年度予算の中できちんと皆さん方にご説明を申し上げたいので、それまでの間に賛成、反対の皆さん方にきちんと私の意志を固めた時点で説明を申し上げるということを言っているわけで、9月議会までは別に何の動きも出ません。私は、ですよ。だってまだわからないのですから、本当のところは。

概算、大原運動公園は16億1,000万円、あるいは図書館は13億円とか15億円とかあるいは20億円とかこういう話でありまして、まだわかりませんので。やはり皆さん方に

きちんとした説明が必要になるということになれば、きちんとした金額はある程度つかんで、そしてその財政的な部分も含め、必要性も含め、あるいはご心配いただいている維持管理費とか。そういうことはもうこの思う部分です。まだネーミングライツなんて決まるわけでありませんから、でも交渉過程とかそういうことも含めてきちんとお話ししていきたい、そういう思いです。

中沢俊一君　　まだ間に合う、特例債事業の見直し

それについて基本設計及び調査、確かにそれは一度とっておくべきです。しかしながら、この我々議会はその予算を判断して、必要と認めて通さなければならないわけです。やはり我々議員の判断材料として、ただ、おい、どんなのができるか、どのくらいかかるか設計だけしてみようではないかと。これではやはり我々は判断のしようがないと思っています。

私が言うのはそういう数字的なことではなくて、これこれこの程度のこうこうを見込んでおります。この程度のまあ利用ができて、こういうような用途でこれだけのことを事業としてやっていきたい。そしてそれがずっと積み重なると、さっき市長がおっしゃいました、この地域でもこういうような夢が生まれてくるのだということをしっかりと。ただ、ただ、抽象論だけではなくて、それを我々議会はもちろんだけれども、市民の皆さんによく説明をしてある程度納得をしてからでないで、我々議会は何らかの説明がないうちに、何か補正予算案だけ設計の予算だけ出てきて通してしまったと。我々には何の説明もないではないかと。我々はまだ反対署名でこれだけしたのに、というやはりそしりを受けかねません。いかがでしょうか。

市　　長　　まだ間に合う、特例債事業の見直し

当然、補正予算をあげる際に、議会の皆さんに何でもわからないけれどもこうだなんて、今、答申が出ている案に基づいてということを私は言っているのです。ですから、平面図的な部分、ここにこうしたい、ああしたいとその部分は出てきます。それから委員会の中でも議論をされている、いわゆるできた後の維持管理とかということは別にいたしましても、どうということにどの程度使えるとか、そういうことも含めてそれは資料として当然出します。

それから反対署名を持ってきていただいた方にも、そのときにお話したのですけれども、ただ、我々がもう一度きちんとした判断を下すには、実際、ではサッカーコートにはいくらかかる、野球場にはいくらかかる、ランニングコースにはいくらかかる、あるいはクラブハウスのものにはいくらかかる、こういうことがある程度きちんと出てこないで、なかなかおい、と言って判断ができないので、それは9月の補正予算の中で調査設計を、設計といったって細かい設計をするのではないのです。専門家からちょっとみていただいて、あれは測量的なものはしなければなりません。あれだけの地形ですから。どの程度の土が動いてどの程度でどうだこうだ。野球場としてはこのくらい必要だろう　　だろうですよ、これもまだ。サッカーコートとしてはこのくらいだろうと。

その中で私が判断をした上で皆さんにご説明に上がりますから、代表者の方の住所、電話を教えてくださいとこういうことで申し上げたので、別にそのことに異論は、私はないと思

います。だって別にまだ決めようということではありません。どのくらいどうなのだろうという調査すらさせてもらえないということになれば、これはもう強行ですよ、そんなことになれば。いくらかかるかわからなのはどうしろなんてそれはだめですから。ですので、そういう補正予算を9月にはお願いをしたいということを経三申し上げているところであります。

中沢俊一君　　まだ間に合う、特例債事業の見直し

ある程度わかりましたので、それまでにそれこそ我々が、じゃあおい、ここで様子だけ見て補正で調査設計を組んでみようではないかと、納得できるだけのひとつ説明資料をよろしくお願いいたしたいと思っております。

さて、私がこの案件にこだわりますのは、この前の一般質問でも申し上げましたが、日本航空があれだけの負債を抱えて倒産をしました。国の税金を1兆円からつぎ込まなければならぬ。何で稲盛京セラの会長がここに請われて再建に入ったか。稲盛さんはずっと昔から言われているのです。もちろん企業であれば、こういう自治体などは余計ですよ。一つの基準を少し余裕が出ると、どうしても踏み越えてしまいがちだ。仮に一つ踏み越えるとそれが新しい基準になって企業というものはずるずる、ずるずると不健全な方へいってしまう可能性があるのだと。これをずっと言い続けてこの人は会社を幾つも興し、それぞれ成功させてきました。それがなかったから日航に請われて入ったのだと思います。それは政治的なこともあったでしょう。

私は自分の選挙のことを思い出しながらですけれども、なるほど南魚沼市は560億、580億、年間だけでもこれだけ使う大きな財政の樽を持っています。野球場に使う予算というのはほんの一部かもしれませんが、この大きな樽に例え小さい穴でも、少し緩みがある穴でもあいてしまったら長い間にどうなるか、そのことをよく我々も考えよう。こう言って街頭をうって歩きました。

私は企業経営も自治体経営も全く同じだと思っています。本当にそういう中でさまざまな事業をやっていくには、市民の皆さんがよしよしわかった、本当にその辺の理論がわかった、理念もわかった、効果もわかった。では、我々も大事に使っていかうと。こう言うだけの説明責任をどうしても持たなければならない。その説明責任をどうしてもやはり持ってもらうなければならない。

資料を我々に渡す。9月議会でそれが予算案がとおる。それから勝負だとなれば、本当に市長これはただ野球場だけの十何億円の話だけではないのです。本当に今議会でも言われました。市民が関心と責任を持って、自分たちのお金であるこの市の予算をどう使っていくか。責任を持ってですよ。そういうやはり仕組みを作るには、あなたがですよ、いいチャンスであると思っています。そしてこれができれば、あなたの功績は私は大きいと思っています。そんなことも含めて、要は我々が、市民が納得できればいいわけですから。そういう準備を本当に念入りにやってほしい。そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

市長　　まだ間に合う、特例債事業の見直し

稲盛さんの話から入りましたが、稲盛さんが先般何とおっしゃっていたかと言いますと、

それはいろいろなことがあるでしょう。日航に入ってみて、社員が普通の八百屋でやっているようなこともやっていなかった。こういうことですね。ですから、それはまさにモラルですね、企業モラルです。ですから議員がおっしゃったようなこともあるのかもわかりませんが、いわゆるぬるま湯の中へずっと漬っていたということです。それはそれといたしまして、私たちは、ですからそういうことにならないように、きちんとやっていかなければならない、そういう思いです。

そして私も、議員からいい発言がございましたので。例えば野球場だけのことで言いますけれども、もう何の説明も聞かないうちに反対、反対、反対と。ここの気持ちを、ではフォーラムの皆さん方が変えていただけますか。それで私は言ったのです。フォーラムに呼んでくださいと。呼んでいただけない。昨日も含めましたように今度は、チラシを見たのだから市長は来たかったなら自分で来ればよいということでは、これはもう全くちょっと話がおかしくなっているのです。感情的な部分が非常にありますよ。

ですから、あなたもそのフォーラムに関係している方ですから、どうぞ冷静によく話をしあっていただければ必ずわかります。私が責任を持って説明をします。いつもそう言っていますから。後ろめたい、説明できないことなんて何でもありません。自信を持って説明をさせていただきます、そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。

中沢俊一君　まだ間に合う、特例債事業の見直し

全くその頭からの反対かどうかということは、これはいらしてもらえばわかると思いますし、印刷したあのメッセージを、フォーラムの皆さんが出したのを見てもらえばわかると思いますし。フォーラムがもともと自分たちが疑問に思っていること、こうすればいいがなと思うことを、思いどおりに言う場所がなかったと。ここからの発信です。

そこから2回ほどのフォーラムをやってみて、なかなか、なかなか市の当局も検討委員会の方も、ずっと検討委員会の答申がまとまるまでフォーラムの皆さんは待っていました。それから、ではこれではらちがあかないから、どれだけ市民のこの計画に対する疑問があるのか。これはやはり一応まとめて、そして当局と話し合いをしていこうではないか。このための手段として第3回のフォーラムを開いており、これはもうこれが本当の筋でございます。

そしてフォーラムに出向くのは、自己破産していようが、議員だろうが、市長だろうが同じ資格ですよ、一市民として。だれを呼んできてどうこうということは、それはゲストは違いますけれども、それは市長が判断をして来られればよい。しかし、これからその市長の説明を十分聞くということであれば、これはフォーラムの皆さんが決めることです。ですから私がどうこう言うことはできませんが、今後は市長から来ていただいて、そこで自由な討議ができれば、そういう方向が出てくるかもしれません。

また、いろいろな考えがある議員さんから来ていただいて、まとまっていただいて、そして公開討論会みたいなことがあるかもしれません。それをこれから市民の皆さんが決めることです。これでよろしいでしょうか。とにかくそういう場を十分に使っていただきまして、説明責任を果たしていくための準備をしていただきたいと思っております。

市長 まだ間に合う、特例債事業の見直し

そういうことであれば、私はですからあなたに、そういうことであれば私も説明をしますから呼んでください。そのフォーラムの皆さんにそうお伝えくださいと言ったでしょう。そしたらあなたいいのですかと。いやおれはぜひとも行きますからどうぞと、そうふうに話をしたわけです。そこで全くお話もなくて、そしてチラシが出て3日間やると。私は全部公務が入っておりましたので行けなかったのです。

ですので、何で呼んでいただけないのだろうとこういう発言をしました。そしたらあなたと同じことですね。そういう考え方ならそれで仕方ありませんけれども、市長はチラシを見ているわけだから、来たかったら自分で来ればいいのだとこういう話ですから、これはやはりちょっと違うでしょうと。別に私が上に立っているからだとか、そういう意味ではありませんよ。一つの自治体の首長という部分で言わしていただきますと、チラシを見てのこのこのことあちこち出ていくなるとこと事態が普通はありえないのです。ですから、時間の調整をお互いしていただいて、私がいつでも説明に上がりますということを言っているわけですから、それに対してそういうお話ですからこれはちょっとと思ったのが一つ。

それから議会の皆さん方もフォーラムに行きましたよ。どういうことだったのですか。もう怒声、罵声、嘲笑と、こういうふうにある議員は自分の広報誌に書いています。昨日は関議員が自分のブログに書いたことを出しました。反対集会、少しでも賛成的なこと、あるいは市長よりなことを言うとお前帰れ、次の選挙には落とすぞとか、そういう集会であってはこれは出られませんよ。ですから、そういう何といひますか頭からもうだめなのだとそういうことを1回捨てていただいて、冷静になって話し合うことなんて私はいつでもやりますからどうぞと、さっきから申し上げている。

あなたは私が言ったことをぜんぜんつないでいただいていないのですね、フォーラムの皆さんに。あなたからわざわざ「いいですか」と言うから「いいですよ」と言ったけれども、市民フォーラムの皆さん聞いていないと言ったのですよ、この間署名を持ってきていただいたとき。私はそう言ったつもりですけども、少しもいっていませんか、と。全然きていないと。こういう話ですからそれもおかしいと。それはあなたの方から私におっしゃったのですから。市民フォーラムにおれはいつでも行かれますよと言ったら、本当に来てもらえますか、というので行きますよと。では、私がそう言ってみますと言ったのですから。別にそれがどうこうではありませんけれども。

それから余りにも、基本はですね、議員ちょっとこれは聞いてください。時間はもうこの後はないと思いますから。ないというのは、ほかの方が質問に立つことは午前中はないという意味ですけども。私が常に申し上げていることは、もう合併時からの経過はずっと話しましたので、今は申し上げません。そして、議会の皆さん方にもこういう場面で、こういう場面でと、これも申し上げません。20年の私の思いですよ、これは選挙の際にああいう選挙をしました。そして一応それはそれで終わって、その後また昨年ですか、市議選の際にあなたはあなたでああいうキャッチフレーズで出馬されたわけです。

そこで、あなたも当選したし、私も当選をしました。だけれども、この動きの中でいわゆる野球場は作らせないのだという、そういう動きだけがすごく目立ったのですね、私には。署名のことについても申し上げました。あの8,000名の署名は重いという話をしました。だけれどもそのために、では反対署名を集めてそれがそれ以上上回ればどうするのだという、そういう意味の問題ではありませんと。署名合戦にはしてもらいたくないし、するべきではないので、そういうことがあっても私は余り耳を貸すつもりはありませんと。全くと言ったかもわかりませんね。これは非難も受けましたけれども。そういう経過がある。

ですので、我々からみまますともう何か反対のための集会をして、そして署名集めをしているという、中の内容をちょっとお聞きしますともうそういう発言が大分ありました。もう市長は全然何を言ってもだめだから反対署名を集めて、そしていよいよならリコールしろとか、そういうのも言っているのです。ブログにも書いてあります。そういう過激なやり方の中に、今の部分が非常に濃く見えたものですから、反対ありきでやっていることではないわけでしょうと。冷静になって話し合えばわかるでしょう、ということを私は申し上げている。

ですから、あなたも非常に頑固ですからね、あなたも私もそうですけれども。自分の思いというのはなかなか変えませんから、それはそれで結構ですが、ここはひとつお互い冷静になって、きちんと話をさせていただければいいとこう思っています。

中沢俊一君　まだ間に合う、特例債事業の見直し

これは以前の水掛け論になる可能性がありますから簡単にはしよりますが、要は市民の皆さんの中に、それだけやはり要らないやという声が多いということでしょうね。私もそのフォーラムの一員ではあります。確かにそうですが、ただ、スタッフが制しきれないのですよね、そういう声は。どうしてもしゃべりたい、言わせてほしい。そして1回、2回の、これは皆さんに、私どもの司会者が確認した中での進み方です。そして2回目のときの結論がやはりこれではちががあかない。署名を集めて市長に届けようと。こうなったから3回目を開いた。あなたを待っておりました。何度も申します。一市民として、これには参加する。これが市民フォーラムの姿というふうに私は伺っております。以上です。(「答弁は要りますか」の声あり)終わります。

議長　休憩とします。昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時ちょうどといたします。

(午前11時35分)

議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長　質問順位18番、議席番号3番・鈴木一君。

鈴木一君　市長とお見合いをさせていただきまして、8カ月がたちます。いまだ市長の趣味、好きな食べ物、理解しておりません。いずれは神前におけるのかチャペルにおけるのか華燭の典といければ幸いと思っておりますが、今、はやりの何とか婚とはいかないと思っております。お互いの考えの違いがあれば、片思いで終わるのかなと思っております。そ

れでは通告にしたがいまして質問をさせていただきます。

1 市発注の建築設計について

1 は市発注の建築設計について。(1)受注者が市外業者に丸投げのような例が見られるが、地元業者との J 、あるいは設計事務所のランク付けの方向はできないか。3月議会でも申し上げましたが、すべての業種が不況に苦しんでおります。設計事務所も建築確認件数の推移を見ればわかるとおりです。市発注の公共施設も耐震補強も終わりつつありますし、現在大きな施設が4件発注、あるいは継続中であります。今後を見通しても物件は数件だと思われれます。前段の4件は1件を除いては地元の設計事務所がコンペあるいは入札により決定しましたが、下請はすべて市外の大手設計事務所であります。言い方は悪いですが丸投げの状態ではないかというような気がします。

事務所の規模から考えられないような受注の仕方が見られるのではないかという気がしてなりません。市長の思いとは別の方向に行っているのではないかという気がしています。今後下請は地元へ出すべしと思えますし、1社でできないものは地元とのJVを組ませるなり方法をとるべきだと思いますが、また経営規模、例えば建築士の数によるランク付けも必要かと思われれます。

私自身平成13年、RC4階建ての町営住宅の設計監理をやってまいりましたが、とても一人ではできる仕事ではありません。新潟県は県内業者保護のため標準仕様より重きのある特記仕様において5項目を出しております。内容を要約しますと下請契約は県内業者であること。1次、2次以降の下請も県内であること。工事に使用する材料も県内で製造されたもの、あるいは県内に本社本店のあるもの。請負者は県外資材を調達した場合は、県内資材を使用しない理由を監督員に提出することと謳っております。こういう状況を考え、市長の考えを伺います。

(2)番目。浦佐こども園の設計コンペから入札までの経緯を伺いたいと思います。昨日はオーストリア、オーストラリアで大分やじが飛んでおりましたが、今日はオーストラリアの話です。シドニーに世界遺産のオペラハウスがあります。これはコンペによりデンマークの建築家ヨーン・ウツォンが設計をやりました。工期は1959年から1973年で14年間かかりました。

私も25年前現地でオペラハウスを見てまいりました。同じ建築をやるものに相当のカルチャーショックを受けました。自分が建築を志し勉強していたころ、ちょうど竣工だったわけですが、その当時の建築雑誌はオペラハウスの記事だけでした。自分も将来こういう建築家になりたいとあこがれていましたが、今は見てのとおりであります。

建築士とは英語でアーキテクトと書きますが、アートとテクノロジーを合わせ持ったのが建築士ということになります。オペラハウスは美術品なのか、建築なのか、当時の雑誌を見る限り大きな論争がありました。理由は工期が10年遅れたこと。また工事費も当初の14倍もかかったそうであります。外壁のシェルと呼ばれるパネルが工場生産できなかった。

こども園には私は大賛成であります。予定どおり竣工を願うものであります。が、いろ

いろな市の手法を見ると、ここで質問をしておきます。シドニー・オペラハウスがこども園とは比較にはなりません、コンペの選考委員は振興局の建築課長も審査員とのことで、公平であったと私は思っております。コンペの案内の設計予定価格は機械設備・電気設備を含め3億8,000万円と提示していたのに、入札価格の差が大きいのはなぜか。多少の増減というのは設計にはあり得ますが、プロポーザルの段階で概算工事費がいくらだったのか。実施設計で価格差が大きかったならば、そこで変更設計をやるべきではなかったか。本体工事入札では1回目は企業体各社が辞退することになったということは、異常なことだと私は思っております。設計額に無理があったのではないか。無理やり押し付けたのではないか。今後これによって追加工事が出ないよう願いたい。8日の質問とだぶったところがあると思いますが、以上こども園について伺いたいと思います。

2 市需要の発注先について

2番目に市需要の発注先についてであります。今、市発注の需要品について市長の方針と違う、市外への発注が見られます。市職員全体で徹底すべきではないか。法人税収が減っているというのに、この手法はおかしいと思います。市外業者が何千万、何億という違いならば私も理解できますが、人間満腹になりますと思考能力が衰えると言いますが、平均600万円と言われる市職員の民間給与では考えられない数字であります。市民感情からすれば、市内業者に多少高くても発注することの方が、市職員給与が高いことより理解いただけるのではないかと、いうふうに思っております。市長にこのことを伺いたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

市長 鈴木議員の質問にお答え申し上げます。めでたく華燭の典といくかどうかわかりませんが、お答えを申し上げます。

1 市発注の建築設計について

この丸投げというようなことですが、一応私も市の委託契約約款で一括再委託、これは禁止しておりますので、丸投げということではないだろうと思っております。大規模、あるいは特殊な施設の場合は地元業者と市外業者のJVということは考えておりますけれども、通常は単体を一応対象としております。

それで、市の方ではこの入札執行事務を県に一応準じて行っておりまして、設計業務の参加申請に対する設計事務所のランク付けは県も行っておりません、市だけで独自のランクというのがちょっとつけづらい、つけられないといいますが、そういうことになっておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

その丸投げ的な部分の具体的な何ていいますか、これからいいますか、今はできている、これから設計、管理・監督という部分も出てくるわけですが、その辺もまたもしご指摘がございましたらお知らせいただきたいと思っております。

浦佐認定こども園の設計コンペから入札までの経緯であります。コンペの経緯は平成21年度の6～7月に実施をさせていただいて、6月5日に市内業者12社へ設計コンペ参加の案内通知をさせていただきました。市内業者12社です。6月11日に説明会をさせていた

だいて、指名業者、その案内を申し上げた12社が出席をいたしました。7月17日に設計図書を提出いただいて、そのうち7社は辞退をいたしました。5社が提出です。5社すべて構造、設備、開発行為等で協力業者を使用している、この協力業者であります。5社ともですね。

7月29日に審査会をさせていただきました。委員が13名で今議員おっしゃっていたように県の建築技師1名、北里学院の職員1名、保護者3名、小学校長1名、保育士2名、あと行政職員5名という内容であります。

方法や経過につきましては、配置計画、意匠計画等20項目に区分された審査表で審査をいたしました。1次審査で5社から2社に絞られ、2次審査で現在の選定業者に決定をさせていただきました。そして選定業者は他社よりも概算工事費も委託料も安価であった。このことも選定理由の一つであったと思います。

入札の経緯はこの4月から5月に実施をさせていただきました。4月27日に制限付き一般競争入札公告をさせていただきました。建築、電気設備、機械設備、ペレット機械設備、井戸、この5工種に分割させていただいて、有資格者はいずれか1工種のみに参加ということになります。ですので、二つ、三つは参加できないということです。削井を除いていずれも市内の本社、営業所のA、B級による企業体の結成でありまして、参加申請書の提出期限5月12日、入札予定5月20日と定めさせていただきました。

5月12日に参加申請の申し込み締切りをいたしました。ペレットの機械設備を除いて申し込みが4社、建築が4企業体ですべて申し込みがございました。

そして17から19日に建築について辞退申し出がありまして、参加予定者がそのとき1回ゼロになりました。5月の19日に建築の契約を成立条件としていた他の4工種も含めて入札の延期を決定、公告、連絡をさせていただいたところになります。

そして同じ19日に設計士も含め対応策を協議させていただきました。翌20日に建築に参加希望を提出した4企業体に個別に入札辞退の理由の聴取、設計者の設計積算の考え方を説明するというにしました。

5月20日に4JVに説明及び聴取をさせていただきました。そして指名審査委員会も開催させていただいて、この件に関する経緯等の報告と今後の対応を協議させていただいて、25日までに辞退届の撤回を受け付けることとしたところになります。

そして5月25日に1企業体から辞退撤回の届出がありまして延期していた入札をペレット機械設備　これはもうちょっと後になります　を除いて27日に実施することとして、公告し、参加申請のあったものに連絡した。ペレット機械設備の入札はこのときは中止ですので延期であります。それで27日に入札執行ということです。

私はこの指名参加ではなくて、指名審査委員会というのに当然ですけども属しておりませんので、ごくごくの詳しいというか詳細なところまではあれですが、一応辞退をしたJVの皆さん方に設計士共々話を申し上げて、結局はやはり非常にユニークな設計であったということが一つ。あとは県産材の杉を使うその圧縮加工にかかわる技術を有している会社が1

社だけであって、なかなか設計士とその会社が話をしたときの単価と、いわゆるJV各社が見積りをとった単価の開きが大きかったという部分は、確かあったように伺っております。

そこで先般、教育部長が説明したとおり、圧縮加工業者との話もきちんとした中で今回の結果になったということでもあります。まだあとにも屋根の構造が丸というか楕円形でありますので、屋根ぶき材の加工だとかそういう部分についても非常に技術的に難しい部分があると。しかし、それも一応設計者もきちんを見積り的な部分をとった中で、それを設計したということでありまして、そこの話も確か相当進んでいるものだと思っております。

昨日、ここの認定こども園の地鎮祭・安全祈願祭が行われました。その際に私も建築を請け負った業者の皆さん方に、実際いわゆる確認したと違った状態が発生したときは、すぐに連絡してくださいということは申し上げてきました。それはですね、別に設計変更する、しないとそういう前提ではありませんけれども、きちんとして申し出てくださいます。そこで泣き泣き、例えば1,000円でできると思ったものが1万円もかかってしまった。とてもこれは結果として大変な赤字になったとか、そういうことが発生をしないように、市としても万全の努力はさせていただきますので、ということは申し上げてきました。具体的にどうだこうだということではありませんで、そういうことの中で現在に至っているところであります。

2 市需要の発注先について

それから市需要の調達先についてですが、これは市内業者を当然ですけれども基本としております。ただ、市内業者で対応できない場合、あるいは価格において著しい格差、この場合は最小限の経費で最大の効果を上げるといこういう観点であります。結局税金を使うわけありますので、景気対策といことのため、ただ、ただ、そのためだけにみすみす貴重な市税を高い部分に投入するということは、やはりこれは避けなければなりません。それも限度がありますので1,000円や2,000円の差でどうだ、こうだということではございませんけれども、著しくという部分であります。ですので、市内業者に参加機会を与えないということは全くありませんし、こういう時勢でありますので、また、そういう事例があるとすれば再度市内へ徹底を図っていきたくと。

去年だったと思います。学校への教師用のパソコンの導入の際には、市内の電気商の皆さん方から組合を結成していただいて、すべてそこに発注をさせていただいたということもありません。そういう面では非常に私たちも市内に、とにかくお金が落ちるといことは大事なことでありますので、十分配慮をしながらやっているつもりであります。また、何か具体的な部分がありましたらご指摘いただいて、是正できるものは是正していきたくと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

鈴木 一君 1 市発注の建築設計について

(1)ですが、ランク付けはやらないということでもありますけれども、こども園、消防署の今の状況を見ますと、経営規模からいきますとこれが実際やれるのかという気がしてならないのです。もう少し外注するならば、地元の設計事務所が、暇な設計事務所が大分ありますので、そういうところに発注してもらおうというのは、私は大事なことはないかというよ

うな気がします。ならばJVを組んでもらう、市長がさっき言われたように。今回、火葬場は市外、県外でしょうか設計事務所が入りましたけれども、そういう特殊なものに対してもやはり地元を育てる意味で、そういう業者とJVを組ませてもらおうという方法も考えていただきたい。これについては市長の方で設計事務所の経営規模を見れば、どの程度の仕事ができるのかというのは判断できるはずだと思います。だから、そういうJVを組ませるなり、例えば地域に合わせた設計事務所に頼む、市内に頼むというような市町村もあります。そういう方法をとっていただけるかどうかというのを質問させていただきます。

市長 1 市発注の建築設計について

基本的には市内業者、これは建築ばかりではありませんけれども、それをまず今は基本としております。そしてほかの建築以外の部分は、ほとんどランク付けがございますね。ですので、発注規模に応じてそこが自動的に一般競争入札で参加できるということになるわけですが、設計業者の場合はそのランク付けがありませんので、資格があってその届出をしていればそこに参加できるわけです。

私たちもどこまでがどうだということになりますと、その経営規模だとかあるいは人員、こういうものも含めて、この設計会社は今回だめだということになると指名競争入札になります。指名競争入札は今のところそれこそ特殊なものを除いてはほとんどやっておりませんので、建築関係だけが指名競争入札というのもこれもちょっとやはり、ランクがないのにこれを外すということは非常にできない。

認定こども園も、そして消防署も同じ設計業者が確か落札したと思うのですが、私がお願したいことは、我々の考え方はどなたが取っていただいても結構なわけで、その中で結局同一業者が相当大きなものを受注した。ここについて業界内部で、あの野郎が仕事ばかりいっぱい取ったからなどというような議論がもし出るとすれば、それはちょっときちんと封印をしていただきたいし、その能力に疑念がもしあるとすれば、これはまたちょっとこういう場ではなくて教えていただいてどういうことに疑念があるのか。そういうことも含めてやりますけれども、基本はとにかく市内の皆さん方から極力仕事を取ってほしいという1点でありますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

また、おっしゃっていただいた件については、余りですね、余りに無理があって結果としてまずいことになったということだけは、これは非常にそれこそまずいことですので、綿密なまた調査もさせていただく中で、対応できる部分是对応していきたいと思っております。

鈴木 一君 1 市発注の建築設計について

その設計事務所に疑義があるという話では私はありません。メインはやはり大きな物件を取って市外の業者に発注するならば、地元の構造設計屋もいます。設備に関しては多分ないかもしれませんが、地元でできるものはやはり県が特記仕様に出しているような形の指示ができないものか、私はちょっと伺いたいと思います。

市長 1 市発注の建築設計について

地元でできるものは地元でということが基本でありますので、私どもが強制的にということではできませんけれども、それはきちんと申し上げながら。地元の中で対応ができない部門があるとすればこれはどうしようもありませんけれども、そういうことはきちんとまた申し上げていきたいと思っております。

鈴木 一君 1 市発注の建築設計について

1 については了解しました。

2 市需要の発注先について

続いて浦佐こども園についてであります。コンペ自体は前に述べたように、私は公平にやられたものだと思っております。ただ、想定工事費が3億8,000万円であるのに、設計額が950万円、税込み。すべて税込みであります。落札額、まだペレットは入っておりませんが、4億7,974万800円でしょうか。1億円くらいの差が出ているわけですが、市長が言われたように大断面等にお金がかかったのだらうという話はわかります。けれども、実施設計のプロポーザルの段階では相当安価であったという市長の答弁もありましたが、では実施設計の段階でこれだけどんと上がったならば、どこかで設計変更を起こすべきではなかったかという気がしますが、いかがでしょうか。

市長 2 市需要の発注先について

この数字的な部分の説明については、教育部長がずっとかかわってきましたので、教育部長に説明をさせます。

教育部長 2 市需要の発注先について

ご説明します。今回の場合はプロポーザルではなくて設計コンペでございます。図面審査で13名の審査員で図面を選ぶということです。ただ、我々事務局からして図面がよければそれでいいというわけではなくて、概算工事費ということで3億8,000万円を提示させていただきました。

それで、この部分については1,700平米というこども園の部分なのですが、その内容の中に我々としては学童保育が100平米強増になりますと。ペレットボイラーを使ってくださいと。それから地元の木材を使ってくださいと。この三つの要素については積算をしていただければ、この3億8,000万円の部分に上乘せして予算を計上しますということはきちんと書いてあります。

そのほかに1点、我々が既存の今までやった幼稚園の単価を入れたということで、3億8,000万円、1,700平米だというと平米22万3,000円ちょっとだったのですが、参加した5社からいずれもこの部分については厳しいから、それぞれの単価でここを変更させてくださいよという説明がありましたから、我々としては提出の途中に、それは皆さんの積算でその上乘せの部分は上乘せということで出してくださいよ、ということで5社に変更指示をしました。

その結果出てきた数値が、積算単価が大きく違いませんでしたので、我々のその部分の提示が厳しかったのだなというもとに、その部分も上乘せしまして予算に計上したのは5億3,

634万4,000円ということで、今ほど説明した四つの要素を加えて予算は修正して組ませていただきました。以上です。

鈴木 一君 2 市需要の発注先について

では、5社の概算設計がこれに近い数字であったということと認識してよろしいでしょうか。

教育部長 2 市需要の発注先について

そのとおりでございます。

鈴木 一君 2 市需要の発注先について

理解が早いのですぐ理解しました。わかりましたが、もう1点です。厨房器具、よくH設計が絡むと某厨房器具、必ず入ってくるのですが、これは入札、機械設備の中に入っているのか。また、教育部長がおられますので、塩沢中学のところの給食センター、その厨房器具も入札には機械設備の中に厨房器具を入れたか、入れないか確認したいと思います。

教育部長 2 市需要の発注先について

厨房機器についてはこれからの発注になっております。それで、今ほどの調理器のメーカーについてですが、塩沢の給食センターのときについては、5社の指名です。それでこの辺の大和の共同調理場、六日町調理場は、日本調理という多分ご指摘のメーカーがほとんど受注をしております。今までは日本調理のこのメーカーの同等品という仕様で入札をかけたんですが、いろいろの観点からしまして今回の塩沢給食センターの入札時には、日本に3大メーカーがあります。日本調理、アイホー、それから中西製作所それぞれの3社の製品で仕様書を謳って、この中の機器を使ってくださいよということで指名をかせせていただきましたから、日本調理に偏重した入札は行っていなく、きちんと3大メーカー3社の仕様で入札をかけております。以上です。

鈴木 一君 2 市需要の発注先について

機械設備とは別に入札にかかっているということでしょうか。

教育部長 2 市需要の発注先について

答弁がまずくてすみませんが、別途発注で塩沢給食センターの場合は発注しております。

鈴木 一君 2 市需要の発注先について

本来であれば、メーカーが指定してあれば機械設備に入るべきではないものだろうかとは気がしていますが、その辺どうお考えでしょうか。

教育部長 2 市需要の発注先について

こども園の場合については厨房の金額がそう多くないもので、機械設備の変更でいくのか、別途発注するか今検討中ですが、塩沢給食センターの場合は多額の工事費でしたので、別途発注ということでさせていただきました。それは庁舎内部の協議をしながらその方向で入札しました。以上です。

鈴木 一君 2 市需要の発注先について

本体を含めて機械電気設備、当初の予定額より1億円上がったという解釈をしますけれど

も、これが結果としてここへ出てくるわけで、我々のところに当初は3億8,000万円だった。結果的にはでは5億3,000万円の予定であると。これが全く今になってやっと初めて出てくるわけで、途中で我々が知る方法というのはどこかでないものでしょうか。

教育部長 2 市需要の発注先について

その3億8,000万円が皆さんに知れたというか認識されたということは、我々が別に出しているわけではなくて、それからその途中経過についても別に出しているわけではないもので、当初の3億8,000万円という情報を得たと同じように、多分アンテナを張っていただければ、途中の経過でやりとりがあったということが認識していただけるのかなというふうに思っています。

我々も丁寧でなかった部分については、どんな方法できちんと提示すればいいのかというのは、これから検討してまいりたいと思っておりますが、今回の場合は以上の経過があります。以上です。

鈴木 一君 2 市需要の発注先について

では、次に2番目の市需要の調達先について。市長の方針は非常に素晴らしいものだと私は思っておりますし、ある人から固定資産税の高いのを払っているのに、何で長岡の間屋から取り寄せるのだと。間屋から取れば確かに価格は半額になります。そういうことを、やはり地元の業者をどの程度考えてくれるのかなと。市長は、線は引けないけれどもある程度という表現でありますけれども、その辺をもう1回お聞かせ願います。

市長 2 市需要の発注先について

ごくごくの担当者といいますかそういう部分の詳細については私が存じておりませんので、おおまかなことは申し上げますけれども。副市長の方からそれでは答弁させます。

副市長 2 市需要の発注先について

いろいろな物品の発注、あるいは役務の発注等がありますが、私どもが基本的に考えているのはやはり地元から、地元が発注したいということが大前提であります。

例えば印刷、市報などの印刷のやり方をちょっとご説明しますが、市内の印刷屋さん全部、入札に参加してくださいと。そのほかに市外の印刷屋を1社なり2社含めて一緒に入札をしてもらうわけです。その中で一番安いところに落札をせざるを得ないというような状況になります。市内だけでやったときに、果たして本当にそれだけで地方自治法の本旨であります、最小の経費で最大の効果を上げるといふことにはなかなかないというような中で、参考的にもやはり市外の業者の皆さんの価格も私どもはちょっと押さえておく必要もあるかというようなことで、そのようなやり方でやっている場合もあります。

先ほど市長が申しあげましたように、たまたま一括してコンピューターが入るといふようなことで、初めての経験でありますので市内のそうした業者の皆さんから一本にまとまってもらって、また、さらにそれでできない方は、単独で入ってもらってもいいというような、あの場合はそのようなことでさせてもらいました。特にあの経済状況では、ほかの予算でも景気対策というようなことで、国からいろいろのそうした補助金等もあった時代でございます

した。そちらを優先させて市内というようなことにさせてもらった場合もあります。

そうしたいろいろな過程がありますので、そのときの情報もあったり、あるいは発注する物ですね、物によってまたいろいろなことも考えなければならぬというようなことでありますが、要は市内の皆さんに発注して、市内の皆さんから取ってほしいという中に、若干のそういう要素が入る場合もあるというようなことでご理解をいただきたいと思います。

鈴木 一君 2 市需要の発注先について

市長に個人的にまたお伺いします・・・お伺いではない、伺います。それで、私、建築設計の方を30何年やってきまして、合併前、4町の建築課長、都市計画課長とも付き合っただけでしたが、前大和庁舎の建築課長南雲さんに随分お世話になりました。ぴかいちである課長 今は部長であります、ということをし述べて質問を終わります。

議長 質問順位19番、議席番号21番・笠原喜一郎君。

笠原喜一郎君 通告にしたがいまして3点ほど質問をさせていただきます。

1 ウオロク出展計画について

まず1点目は、株式会社ウオロクさんの出店計画についてであります。去る3月4日の日に株式会社ウオロクさんから市長あてに、市の市民会館の駐車場の用地に出店をさせていただきたいという申し入れがあったところであります。

今現在市民会館の駐車場は行政財産でありますので、仮にこれを貸すということになれば、普通財産に変更しなければならないわけですし、そして賃借をしていくということでもあります。この財産の行政財産から普通財産に変えるということ、そしてそれを貸すということ、この二つのことに対して議会の議決を必要はしていないということでもあります。

そうした中、私は産業建設委員会でもこのことについて、本当に真剣に調査をしてきたところであると思っていますし、傍聴もさせていただきました。そうした中で、今まだ市長も申し入れを受け入れるか、あるいは断るかというその部分については決めていないということではありますが、私のつたない考えを述べさせていただきながら、正しい判断ができるその一助となればよいというふうに思って質問をさせていただきます。

私はこのことを考えるときに、今の南魚沼市の商圈が、果たしてどういう状況なのかということでもあります。拡大をしているのか、それとも縮小しているのか、あるいは横ばいであるのか。昨日の佐藤議員の質問の中で、大体年間700億円ということで横ばい、あるいは縮小傾向であるというふうな答弁がありました。そうした中で仮に株式会社ウオロクさんがそこに出てきた場合には、私はやはり今ある中でのお客の奪い合いになると。大型店同士のお客の奪い合いになると。そしてそのことによって一番影響を受けるのは、今一生懸命歯を食いしばって頑張っている地元の商店街であり、そして中小の小売店であろうというふうに思っています。そう考えたときに、私はやはりこれは申し入れを断るべきだろうというふうに思っています。

さらに、私は三つのことを考えたときにそのことをやはり強く思うわけでもあります。一つは市が出資をして設立をしている街づくり会社の経営状況と、そしてララの今の現状を考え

たときであります。平成8年の12月にオープンをして、今14年が経過をしているところ
であります。今、県からの高度化資金の残金が9億4,000万円まだ残っております。そし
て累積の赤字も4億円を超えております。さらに未払金ということで1億1,400万円とい
う数字があらわれております。この未払金の大部分は、市への税金の滞納だというふうに私
は理解をしているところでもあります。そうした中で市がかかわっているこの街づくり会社、
そしてララをこれからどういうふうにしていくかという中で、市の市有地であるその駐車場
に出店は私はやはり出すべきではないと、許すべきではないというふうに思っているところ
であります。

2点目は市民会館との共存・共栄が本当に図れるかということでもあります。今の駐車場の
台数は大体380台くらいであります。年間の利用者は市民会館、図書館そして公民館をあ
わせて年間17万人であります。1日平均にすると大体500人弱の方が利用しております。
ウオロクさんから示された駐車場の台数は、最大で444台であります。そしてウオロクさ
んが話をした中では、200台くらいはウオロクさんの分として確保したいと。そう考えた
ときに私は今の市民会館が持っている駐車場と、そしてウオロクさんが店の駐車場として考
えている200台を足したときには550台そのくらいのやはり駐車場台数が必要でありま
す。しかし、444台という最大の駐車場の台数から考えると、やはり私はここに共存・共
栄というのはなかなか難しいのかなというふうに思っているところでもあります。

そして3点目は、昨日も二人の方がこのウオロク問題で、「中心市街地の」という話をし
ていました。駅前通の商店街、あるいは仲町の商店街。しかし、私はそこだけの問題ではない
というふうに思っております。城内や大巻やそして五十沢はもとより、大和や塩沼も私は影
響を受ける問題であると思っております。商圈が拡大をしていない中で本当に、このことを
仮に受け入れたならば、私は今以上にその消費者弱者が広がるというふうに思っているところ
であります。

そうした観点から私はこの部分については 決してウオロクさんが、ということではあ
りません。そのことが悪いということではありませんけれども、これ以上の大型店は私は必要
ないということを思っております。市長がこれから判断をしていく上で、ぜひ参考にし
ていただきたいと思っておりますし、今の私の考えについて答弁をお願いするところ
であります。

2 魚沼産杉材の利用促進を図るために市独自の支援策を

2点目は魚沼産の杉材の促進を図るために、市独自の支援策を図る考えはないかとい
うことでお聞きをいたします。5月の10日に六日町のとあるところで建前がありまして、上棟
式が行われたそうであります。その建前を請け負った業者さんから聞いたところによります
と、その施主の方々は建てられた家の柱に頼ずりをしながら涙を流して喜んだというふう
に聞かせていただきました。後で施主の方々に聞いた中では、それほどではなかったとい
うことでもありましたけれども、本当にそう喜んでいただいたということでもありました。

なぜ、私がこの話をするかというと、この建てられた家が、自分の山の自分の杉の木を切
って、そして家を建てたということでもあります。昔、新築をするということであれば、山を

持っている方、あるいは林を持っている方は、必ず木を切ってそして製材をして、そして家を建てるというのが当たり前のことでありました。

しかし、今はどうでしょうか。40年くらい前からでしょうか。自分の家の山に木があっても、その木を使って家を建てるという方はほとんどなくなってしまいました。それはなぜか。自分の木を使って家を建てるよりも、県外産あるいは外材そうしたものを使って家を建てるということが安くできる。そしていい物で、いい物ができたというそういうことでありました。

そうした中、今、国では地球温暖化あるいは地産地消、そうした中でこの森林に対する注目が上がっております。新潟県ではふるさと越後の家づくりという事業の中で、県産材の杉材を使った場合には1棟当たり30万円の助成をするという事業があります。この30万円というのは、県外の材木を使うその価格差を少しでも埋めたいという政策支援であります。その30万円を利用することによって、何とか県産材を利用していただきたいというそういう制度であります。

しかし、そうした制度があっても、今現在新潟県で利用される木材の県産材の割合は、20パーセントくらいだと聞いております。しかし、どうでしょうか。地元のこの魚沼の杉の利用は一体どのくらいあるのでしょうか。私はまず皆無だろうというふうに、それに近い数字だろうというふうに思っています。

そこで、私は先ほど表題に言ったように、この地元の杉材を使うことに対して、やはり高上がりになるその部分を、県産材の30万円と同じくらいの市独自の助成をすることによって、この地域にふんだんにある杉を使って家をつくる。そしてまた切り出されたところには植林をしていくという、植えて、育てて、収穫をする。そして収穫をされたその材木で家を建てるという、私はそうした仕組みを作っていかなければならないだろうというふうに思っています。そのために市独自の杉の材を使う、魚沼の材を使うことによるその支援を、ぜひ、独自に考えていただきたいというふうに思っていますけれども、市長のお考えを問うところであります。

3 パブリックコメントをどう活用していくのか

3点目はパブリックコメントについてということであります。私はこのパブリックコメントの一番大事なところは、それは市民の英知を結集してまちづくりをやっていくという、その基本の部分を、市長を始め担当の職員がどれだけ強く理解をしてこの制度を運用していくかという、そのことだというふうに思っています。協働 市民と行政が協働してまちづくりをやっていく。このことをきちんと理解していれば、ではそのためにはどうした方法が一番適しているのか。今回、大原の運動公園、あるいは観光交流拠点そうしたパブリックコメントを見ている中で、やはり私は、市民の声を本当に聞こうというその姿勢には疑問が残っているわけであります。

お知らせ版を半月前に出して、そして各庁舎、支所、そこに行ってみてください。後はホームページのウェブサイトで検索をして、そして意見を寄せてくださいという話です。その

結果出てきた意見は大体20名が欠けるくらいであります。私はやはり昨日のだれかの答弁の中にありましたけれども、まだ活字だというふうに思っております。1日と15日に発行されるこの市報「みなみ魚沼」の中に、きちんとスペースを割いて、このことについて皆さん方から意見を、知恵を、英知を結集していくというそのことを私はやはり考えていくべきだというふうに思っています。そういう意味で、今回は始まったばかりでありますけれども、このパブリックコメントを市民の声を求めるそのやり方に若干の 若干でない、大きな改善があるというふうに思っているところであります。

それからもう一つは、タイミングの問題であります。今回は素案ができて、それからパブリックをかけました。しかし、この前いただいた大原運動公園の検討委員会の中では、パブリックコメントの市民の声というのは、何ひとつそれをフィードバックをして議論をするという形にはなっていません。パブリックコメントは検討委員会がやったのではなくて、市が市民の声を求めたということで市が回答してそれで終わりであります。ですから、そのことは観光交流拠点でさえもそうだろうと思っております。

そうでなくて、市民の声をその検討委員会の中に1回フィードバックをして、さらにそのことを深めていく。そういうパブリックコメントでなければならないというふうに私は思っています。そういう意味からしてその意見を求めるやり方、そしてパブリックコメントを求めるそのタイミング、私は多く改善があることだというふうに思っております。

そして最後でありますけれども、私はやはりそのパブリックコメントの中に、市の職員が積極的に意見を発表していただきたいというふうに思っております。よく行政は縦割りだというふうに言われております。しかし、そうではなくて、このパブリックコメントは職員も市民の一人であります。そして、一般の市民よりも日々仕事をしている職員が専門的な知識やそうした部分の情報を持ちながら、自分の係とは違うかもわからないけれどもアイデアを出していく。そうしたパブリックコメントにしていったら、まさに市民の英知を結集をしてチーム南魚沼としてまちづくりをしていくという、そうしたパブリックコメントにしていくべきだというふうに思っているところであります。

以上3点、壇上より質問をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長 暫時休憩といたします。

(午後1時53分)

議長 休憩を閉じ会議を続行いたします。

(午後1時58分)

市長 笠原議員の質問にお答え申し上げます。

1 ウオロク出展計画について

数字だけ先にちょっと、昨日私が答えたいわゆる販売額ですね、これをまた再度申し上げますが、一応平成16年ではこのエリアで682億円という額であります。19年度は709億円ですので27億円増えているということです。これはただ、どういう要因があるのか、この点についてはわかりませんし、どこにどれだけあったというこれはなかなか把握はでき

ませんので、この圏内ということであります。それは、昨日のときに申し上げました、この地域は非常に顧客吸引力係数が高いという、いわゆる圏外から、南魚沼地域以外からお客さんが大分来ていただいているという、そのことによるものだろうという推測であります。

それはそれといたしまして、このララのまず現状であります。ララにつきましてはまさに憂慮すべき状況です。Aコープの撤退等もありましたし、それ以前から相当厳しい運営を余儀なくされておりました。そこで、中小企業基盤整備機構これらからの借入金の返済も、当初計画とは大きく乖離したといえますが、10分の1程度であります。そういう状況が続いております、大変厳しい状況であります。

そして現在、良食生活館さんから核店舗として入居いただいて、テナントのリーシングと云うのだそうですけれども、テナントの選別です。いいテナントを連れてこようということですが、そういうことも構想して一応単年度収支　これは市の駐車場の借り上げ部分も大きく貢献している部分もあります。単年度収支は黒字に転換、ようやく転換ができたということではありますが、ご指摘のように長期借入金等を含めた負債は非常に大きなものがありまして、厳しい状況であります。

現在は中小企業基盤整備機構の支援によるアドバイザーを中心にいたしまして、経過成果委員会を立ち上げて検討を進めているところであります。これはいわゆる現在の動きの中です。そして、昨日からも申し上げておりますように、ララの店舗について経営についても、やはり抜本的な対策を講じなければ、いくらアドバイザーがアドバイスしても、そして今の状況の中でもがいても、これはもうなかなか経営は厳しくなる一方だという認識は私としてはしております。

ですので、ウオロクさんの話とは、話も絡むということは　これを絡めることは全くございませんけれども全く別個の問題としてこれはとらえていかないと、ではウオロクさんが来ないからララの経営が上向くかと、そういうことではないわけでありますので。これはちょっと別に切り離して抜本的な対策を講じなければならない。その内容についても、そう遅からずに議会の皆さん方にご説明を申し上げ、またララの経営陣との話もしながら、抜本的な解決、対策に向けて努力していこうと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

市民会館との共存・共栄。これは今、議員おっしゃっていただいたようにまさに駐車場がこのままですと一番問題がありまして、あわせて600台くらいの駐車能力を持たないと、大規模イベントがある、そして出店された店舗が例えば売出しをやるとか、あるいは通常の営業形態であってもこれはちょっと今の台数の中では無理がある。これは非常に大きな問題点であります。

大体市民会館が年間40回前後だったか、大規模イベントがあります。そういうときは大体あそこの駐車場がほぼ満杯という状況ですのでこの解決策が、もし出店するとすればどこにあるのか。これはきちんと調整をしていかなければならない問題だと思っております。

それからもう一つは昨日も申し上げましたけれども冬期間の駐車。例えば2階建て3階建ての駐車場にした場合の最上階の除雪、これがどうできるのか。全部屋根をかけるというこ

とになればこれは要らないわけですが、今度はその屋根から落下した雪をではどうするのかとこういう問題も残ってきます。ただ、全部屋根をかけていただいとということになれば、これは今の最新技術で屋根に降った雪は全部融雪して下へ落とす。いわゆる雪のまま落とさないで水として落としてこれは金さえかければできるわけでありまして、そこまで例えば投資をしてどうだこうだという話にまだ至っておりませんので、そういうことであります。

さまざまな検討課題が大変ございまして、そういうことも含めて、議会の皆様方にそれぞれ調査研究をお願いしているという状況でありますので、これらの議会の皆さん方の検討結果も聞かせていただいた中で、当然今議員おっしゃったようなことも考慮をしながら、最終的な判断を下していきたい。ただ、これも昨日私も触れましたし議員もいみじくもおっしゃいましたが、行政財産を普通財産に変える、それを貸す、そのことは別に議会議決も何も必要ない。確かにそのとおりでありますけれども、これだけやはり大きな問題でありますから、一切そういうことを無視してやるときはやるなどということは絶対申し上げませんので、それは皆さん方もひとつご理解をいただきたいと思っております。

3番目の小売店に影響を及ぼして消費者弱者をさらに生むと、こういうことであります。まあまあこの地域の購買力については先ほど申し上げたとおりであります。これからはまだまだ少子高齢化が進むと、これは間違いのない事実でありますので、やはり圏域内における購買力が徐々に下がっていくということは間違いのないと思うのです。ただ、景気の回復が急激にあって、昔のバブル期のように何でもかんでも物を買ってしまえなどという風潮が出ればこれはわかりませんが、そういうことではないと思っております。この新たに出店をしていただく例えば店舗、こういうことが競合はそれはあるにしても相乗効果を生むという形が出てこなければ、これはなかなか難しい問題だと思っております。

小売店舗がちょっとずつ減少して、高齢者世帯を中心にした隣に買い物に行けるといふ、そういう環境がなくなってきていることも事実でありますので、ウオロクさんの話の中ではそういうことも含めて一緒になって解消していきたいと。そして中心商店街の活性化にも寄与したいと、こういうことは申し上げております。具体的にどうだ、こうだということは議会の説明の中で申し上げましたかどうかそれはわかりませんが、そういうこともありますので、その辺も十分また精査をしながら最終的な判断に持っていくものだと思っております。

昨年プレミアム商品券を出さしていただいて、大型店と一般店の商品券の使用枚数を5割、5割にしたわけですね。そこまでしか使えませんよと。換金状況では大型店の使用割合が29パーセントということで小売店が非常に頑張っていた。地域の皆さん方もやはりこういう時期だから、大型店は大型店としても自分たちの身近なところで必要なものを買って、いこうという意識は、ある意味では芽生えたものだと思っております。

こういうまた消費者動向をどう作っていくかということも、行政もさることながら商店街の皆さん方、商工会の皆さん方がこういうことをまた参考にしながら、何をやれば、どうい

うことをやれば地元で買い物をしていただけるのだというその努力を、昨日も岩野議員のときにも申しあげましたがやはり考えていかないと。ただ、ただもうだめだよ、反対だよ、後は知らないよ、ではこれはこれからの世の中は非常に厳しい状況になりますよ、ということだけは申しあげております。それも行政も一緒になってまたやっつけていかなければならない。

いずれにしても、このことがやはり市のためになる。市の活性化の向上あるいは活性化するために、ここが大きく寄与するという条件が生み出されなければ、条件と言うか結果的な部分が見えてこなければ、これはいたずらにただ、ただ大型店だけを来てくださいという状況ではないと思いますので、その辺が大きな判断材料になるものだというふうに確信をしております。

2 魚沼産杉材の利用促進を図るために市独自の支援策を

越後魚沼産杉材の利用度。これはご承知のように県はこういってやっております、市内の住宅の建築確認検査はこうありますが、中越大震災復興基金による越後杉で家づくり復興支援事業この建築数が平成19年度が9棟、20年度17棟、21年度33棟こういうふうに大幅に増加しております。そしてこのうち平成20年度の20棟のうちの7棟、21年度の33棟のうちの16棟が魚沼地域の木材を使用しているということです。使用材の利用率も大幅に増加していると。これは地元の国有林の伐採事業者が積極的にこの制度を活用して、要は元の材を切り出してきたわけです。ここが非常に大きかったと思っています。

それからこれは今の認定こども園にも活用させていただくあれですけども、乾燥技術についても魚沼地域材の活用が非常に多かったということでもあります。この制度は残念ながらこの4月をもって終了しました。中越沖地震の対策も含めてです。これは中越大震災復興基金の事業であります。

今、ふるさと越後の家づくり事業。これは私たちの市にかかわる申請件数が、19年度4棟、20年度2棟、21年度ゼロ、22年度現在で4棟ということです。なぜこんなに大きく変わったかと言いますと、これもご承知だと思いますが、復興基金事業が100万円の補助でありました。今、最大60万円。最大ですね。ですので、この部分も大きくあるのだろうと思っています。

そこで、では市の独自のということになりますと、例えば魚沼産材ということにした場合、これはいわゆる魚沼ですから十日町であっても、あるいは魚沼市であってもこの杉ということですね。そうなりますと、我が市がそのことに独自に補助をするという大義名分は全く立ちません。やるとすれば南魚沼産材、ここに限らないと市としてこのことに補助制度をするというわけにはいかない。県の場合は県産材、あるいは越後杉ということですので全般です。

ここがそれではそういうことを制定した場合に、今の南魚沼市内の山は大変ありますし、杉も相当伐期がきております。これを切り出して建築材にでは本当に使えるか、今の状況の中で申しあげますとこれは相当無理がある。まずはもうほとんど道路つきでないところの杉

が大半であります。あったとしても今の状況の中では、非常に供給が少ないと思うのですね。ですので、その辺がどう克服できるか。

こういう問題が本当に解決できるのであればこれはいいことだと思いますから、南魚沼産材の杉ばかりではなくて、材木をきちんと使って建築をしていただいた場合は例えば30万円であるか、あるいは50万円であるか、このことはできると思います。ただ、供給側といいますか、このことに大きな今問題がございますので、ここでやる、やらないはちょっと明言できませんけれども、それらの状況もきちんと調査した上で需要に供給が耐えられるよ。しかも、多額の500万円も600万円も補助を出せば、それは差は埋まりますけれども、ある程度のみあまあとということで、いわゆる切り出しや製材や乾燥やそういうことの中で価格差が調整できるということであれば、これはやってみたいなと思いますが、その辺はちょっと調査をさせていただこうということでもあります。

3 パブリックコメントをどう活用していくのか

パブリックコメントであります。おっしゃるとおりでありまして、昨年までいろいろのことの中で9回パブリックコメントを実施させていただきました。9回の中で60名ですね。やはり少ないのです。そして今の運動公園と観光交流拠点、これは前々から申し上げておりますように、17人の方から寄せられた。ですので、今までこう見てきますと平均1人2人あるいは3人、複数には至らないということでもあります。

私が一番この制度が問題かといいますか余り活用されていないかということは、パブリックコメントをするよ、しないよということ以前に、いわゆるこのパソコンといいますかコンピューターを相当使いこなせるという層がある程度限られている。我々の年代は失礼ですけども、我々の年代だって相当やる人はいますが、全般的にはやはり非常に苦手です。それから若い皆さん方はものすごく活用していますけれども、こういうところには余り関心を示さないのですね。

その辺が大きな問題点でもありますし、さっきおっしゃっていただいた検討委員会が逆ではないかというこれは、逆と言われればそういう面かもわかりません。検討委員会の中でも、いわゆる検討委員会の案的なものがある程度概要が出てこない、そのパブリックコメントというのをしてみようようもないのです。ただ、図書館についてパブリックコメント、あるいは大原運動公園についてパブリックコメントこれならできますけれども、これでは全くそのコメントをする方も何が何だかわからないと。結局ある意味概要部分が出てこなければ、それに対して私たちはこう思うし、この方がいいですよとか、それに賛成だとかという表示ができないものですから。その辺がちょっと制度としてもちょっと改善するところがあるかとも思いますので、それらは担当にまたよく調査をさせながらやっていこうと思っております。

職員がパブリックコメントに参加というこれは、別に今、規制をしているわけではないでしょう。ただ、職員となりますと、市のいわゆる一般的な行政そういう執行をしようとかどうとかということの中に、市の職員が余りしゃしゃり出てあれこれは言わない方がいいとい

うことがあるのかもわかりません。例えば総合計画審議会であっても、今まで議会の皆さん今もまだありますが、出てきますとやはり一般の方たちは、おらは全然よくわからない。だけれども、議員ばかり発言しておらはとてもあれだという話。それで、今は非常にある意味では議員の皆さん方も、少しずつ遠慮されていくような状況があったわけでありまして、ですので、その辺が難しい問題であります。

市の職員に対してそこに参加をするなどが、そういうことは申し上げておりませんが、ある知識を生かしてということは別に悪いことではないと思います。ただ、昨日も触れましたように、施策が決定されたりそういうことの中で、おらは職員だけれどもそれは反対だったのだとか、命令を受けたけれどもそれは実行できないなどということではできません。ある意味で提言的なことは十分行っていたらいいわけですので、それは職員にはそういう旨のお話はさせていただきます。

改善点はそれぞれある部分はありますので、どういうことが本当に改善していかなければならないか。そしてこのパブリックコメントという部分そのものが、ここに余りまだ過度の期待は私はかけられない。まだ制度的には始まったばかりでもありますし、徐々に使い勝手がよくて、ためになるという方向になっていくのだろうと思います。改善点はそのときそのときのまた問題点を整理しながらきちんと改善して行って、結果として皆さん方から非常にこの制度はいいと、そう言っていたらいいように努力をさせていただきたいと思っております。以上であります。

笠原喜一郎君　それでは順番に再質問をさせていただきます。

1 ウオロク出展計画について

まず1点目のウオロクさんの出店についてであります。説明の中では、あの場所が第一種住居地域であって、仮にそこに進出をするということになれば、商業地域の用途変更をしなければならぬ。それをできれば23年度末までにやりたいというような説明があったわけですが、この前、都市計画課で用途変更のやり方について聞かせていただきました。これは県知事の同意を得て市の審議会に諮って決定をしていくということだそうです。

私はそのときに、先ほど街づくり会社ララの話もありましたけれども、毎年本来ならば7,000万円くらい高度化資金の返済をしなければならなかったのを、なかなかできないということで10分の1くらいの返済で来たわけですね。そのときも毎年、毎年県知事にその返済の変更のお願いを出して、そして認めてもらってそういうふうに来てきたわけですね。片方で県知事に返済猶予をお願いする。それはではそのために、では、どういうふうな手当をしますかというようなことで県は当然言ってくるわけですね。片方、今言ったように用途変更をまた県の方に上げたときに、おいちょっと待ってくれと。市の人たちは片方では猶予を申し出ていながら、それこそ本当にとどめを刺すようなことをするのか、というような取られ方をする部分もあるかなというふうには私は思っているわけですね。

私はこの株式会社ウオロクさんがこの市に出てくるという中で、市の市民会館の駐車場に出たいという、そのことを本当によかったというふうには思っているのです。これが民地であ

ったならば、ここでこういうふうな議論はできないわけでありまして。貸す人と借りたい人ということが、お互いができればそれでもうどうしようもないわけです。けれども、たまたま市民会館の駐車場を貸していただきたいという中で、こういうやり取りもできるわけですし、市のまちづくりの考えによってそのことをきちんとやはり判断できるわけです。そういう意味で県とのこと、あるいは先ほど言ったように消費者弱者をさらに作っていくという、そういうことになると自分は思っていますので、そのことは十分に市長からも熟慮していただいて、判断をしていただきたいというふうに思っているところであります。

2 魚沼産杉材の利用促進を図るために市独自の支援策を

2番目の魚沼産杉材の利用促進ということですがけれども、先ほど1回目の質問の中でも話をしたように、なぜ、県が30万円 復興基金には100万円ということでしたけれども出すのか。そして最大30万円ですので60万円の助成をするわけですね。なぜ、それを県がやるかというのと、とにかく今は県外の材木を使ったりした方が安くできるということなのです。ですから、県の材木を使った場合には、その差額部分を何とか助成をすることによって県産材を使っていたらいいという、これは本当に政策誘導だと。私は先ほど魚沼云々という話をしましたけれども、市長が魚沼だとちょっとあれだというふうに言われましたので、南魚沼の木材に限るということでもそれはそれでいいと思っています。

私は今年の6月、1年ほど前ですがけれどもこれと同じようなことを質問をしています。とにかく植えて、育てて、収穫をして、その仕組みがきちんとできなければ、どんなに山が大事だ、どんなに山を大切にしろと言ってもなかなか難しいということで話をしてきました。その中で今年の1月に、それこそ副市長も出席をしていただいて作られました。魚沼地域木材普及協働組合というのが30社くらいですね。準組合員まで入れると30社くらいで魚沼市と南魚沼市を中心として作られました。

これはやはりとにかくこの地域の杉材を使ってやっていこうというそういうことであります。このことはただ単に山の木を利用するというだけでなく、今、南魚沼市にはパイオスタウン構想もあるわけですので、そうしたことときちんと絡めていけば、私は仮に1棟につき20万円、30万円の助成を市が独自にそこに上乘せをしてやっていったとしても、何らかの補助事業の対象になって、市の持ち出しがそう多くはならないかなというふうに思っているところであります。そういう意味で県外産の木材そういうものを使うそれとの差額部分を何とか、県の事業、そして市の独自支援策と絡めて差を埋めていただければ、私はこの地域の材木も生きるだろうというふうに思っています。

市の、初日にあった施政方針、所信表明の中でも、カーボンオフセットというようなことを検討していきたいという部分も出ているわけですがけれども、私はこのことがそうしたことに該当できる可能性があるというふうに思っています。6パーセントの温暖化を削減する中で、その3.8パーセントは山林からの森林の吸収だというふうに言っていますし、そうしたことを考えたときに私はぜひ、取り組んでいくべき事業かなというふうに思っています。

3 パブリックコメントをどう活用していくのか

それから3番目のパブリックコメントについてでありますけれども、私はやはりこの制度はどうかということの前に、本当に市民の英知を結集してまちづくりをやっていきたいということを基本に据えれば、では、最初に言ったようにどうしたやり方が声を聞くことになるのか。私はやはり広報をきちんと使うべきだろうと思っていますし、それからそのタイミングについては検討をするところと同時並行。並行でやはり意見を求めて、そしてその意見をまた委員会等にフィードバックして議論を深めていくというやり方がいいのかなというふうに思っています。

特に観光交流拠点のように観光という部分は、その道に長けている人、この道で生活してきた人たちの本当に生の声を聞くようなことが、私は大事だというふうに思っていますので、パブリックコメントについてやり方、それからタイミング、その辺をもう一度検討をしていただきたいと、いくべきだというふうに思っています。以上です。

市長 再質問にお答えをいたします。

1 ウオロク出展計画について

1点目のウオロクといいますかララの件であります。これは当然ララの問題について、県あるいは中小企業基盤整備機構ですか、ここの協議が整わなければ全くでき得ることはありません。内々ですが県の方とは調整を進めております。ですから、さっき申し上げましたように、ここに大型店が出るとか出ないとか、そういう問題とは全く切り離して考えないと。では、大型店が出ないから今のままでいいかということ、今のままでだめなのです。ですので、その問題とは全然いわゆる関係 関係ないとは言いませんけれども、ララがなくなるわけではありますので。関係ないとは申し上げませんが、そういうことで例えば県との調整の中で齟齬が生じたり、おいおい、こう言っていたのにああではないかなどということにはならないこととありますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

2 魚沼産杉材の利用促進を図るために市独自の支援策を

それから県産杉、魚沼産材、南魚沼産材。これはさっきも触れましたように、研究はしてみる価値、余地がございます。国の方も議員ご承知のようにこういう森林の維持、培養、そして資源としての利用ということを大きく打ち出しまして、10年間で国産材自給率50パーセント以上を目指す、これを重要な成長戦略に位置付けたわけとありますので、この概要といいますか詳細部分がいずれ明らかになってくるわけとあります。

そういうことも含めて検討をしながら、さっき言いましたように本当にもう供給ができるよという条件が整えば、すぐやりますよ。そういう条件が整えば。そこが非常にまだ懸念があるということとありますので、前向きにきちんと検討していきたいと思っております。

3 パブリックコメントをどう活用していくのか

パブリックコメントは改善点もそれぞれございますので、広報をもっと使っての周知、あるいは開催といいますか募る場合のタイミング、これらもまた十分考慮しながらより良い制度になるように努めていきます。

笠原喜一郎君 2 魚沼産杉材の利用促進を図るために市独自の支援策を

魚沼産木材のところで再々質問をさせていただきます。供給があれば、できれば、ということですが、私は供給を促すためにもこうした支援策をぜひともやっていただきたいというふうに思っているわけです。それは、今現在はとにかく自分の木を切って使うよりも、買って来た方が安いわけです。ですから、それが何とか自分の木を切ってそして製材をしてそれを使うことと、買ってくる木がある程度同じくらいになれば、ではやってみようかなという部分が出てくるのだというふうに私は思っています。

この組合では今、大体年間2,000立米の木を切って、そしてそれこそ赤城に持って行って乾燥をして、そして使っているわけです。ここにまだその窯がないのでそれをやっているわけですが、そこで、さっき言ったように20何棟もの地元の木を使って建築がなされています。ですから、業者はそんなに差はないというふうに言っていますけれども、やはりまだ若干高上がりであることは確かだろうと思っています。そういう意味で、これは本当に政策誘導であります。

そしていつか農地・水のとくに、市長のあいさつのものを読ませていただきましたけれども、木がそこにあるだけでは温室効果ガスの吸収にはならないのだと。それをきちんと伐採をし、あるいは手入れをし、そして新しく新植をして初めて温暖化の吸収源としてカウントできる、ということであるならば、私はやはりこうした政策を実行すべきかというふうに思っています。

今、認定こども園で切り出された城内の中学校の学校林でありますけれども、植林をされています。そういうふうな仕組みをさらに促進をし誘導をしていくためにも、もう1回ぜひ、前向きに検討をすべきというふうに思いますけれども、もう1回お答えを願います。

市長 2 魚沼産杉材の利用促進を図るために市独自の支援策を

お答え申し上げます。私が供給ができるかというのは、個人のことではないのです。山を持っている人は、それはちょっとくらい無理をしても例えば制度を利用しようと思えば、山を持っていて木がある人は、自分の家の木くらい切って出せるのです。山を持たない、木を持たない人たちにも、やはりこの杉を使ってもらいたい。そうなりますと、結局伐採をするときに、ヘリコプターでとても伐採したのを持ってくるなどということにはいきませんので、どうしても最低林道程度のものがそこにあると。あるいは索道で出してきたてもそう大きな費用にはならないと、ここがもう最低条件になるわけです。

ですから、そういう条件がある程度整う部分と、全然おいそれはまだできないよということであれば、変な話ですがけれども林道整備からまたやっていかなければならない。そういう問題もありますのでその辺をきちんと調査をしながら、まあまあある程度例えば先ほど言いました100万円という補助をしたら33棟とか出ていると。33棟あるいは40棟、50棟くらいの供給がある程度持続的に可能だということであれば、これはもうそれこそ9月の補正でも何でもやって、となりますけれども、それはあれですけれども、そんなことを考えながら。まあまあ考え方は同じでありますので、十分検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長 休憩といたします。休憩後の再開は2時50分といたします。
(午後2時34分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後2時50分)

議長 質問順位20番、議席番号1番・桑原圭美君。

桑原圭美君 桑原圭美です。前置きはなしで質問に入りたいと思います。

1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

市の財政の健全化はすべての市民の皆さまの関心の高い項目であります。私は市議会議員に立候補した理由の一つに、財政の健全化をあげていますので、この問題について質問をさせていただきます。なお、財政計画に関しては先日黒滝議員より質問があり、適切にご答弁をいただいておりますので、同一の箇所につきましては極力重複しないように努めてまいります。

昨年7月に改定された公債費負担適正化計画によりますと、実質公債費比率を平成27年度までに18パーセント未満にしようという計画であります。この計画がどのように進み、将来にわたって市民の皆さまの暮らしがよくなるための計画であるかどうかをチェックし、さらにこの計画が有効に活用されるような知恵を出して議論を深めていくことが、我々議会議員の仕事だと考えております。

我が市は南魚沼広域水道事業団の債権債務を承継したことにより、他の自治体にはない特殊な事情を抱えております。この債務は償還期間が長期のため、顕著な公債費の減少は見られないものであります。このように財政を圧迫している原因が明白であり、なおかつ市債が市民生活にとって必要な事業により構成されていることをかんがみますと、おおむね良好な計画の進捗をしていると私は見ております。

財政の立て直しにはさまざまな取り組みが考えられると思います。日本書紀にはこのようなお話が記されています。仁徳天皇が高殿からお国を眺めると、家々から炊事の煙が見えなかったそうです。これは人々が疲弊していると天皇自ら節約し、服も住まいもぼろぼろになりながら3年間の租税免除を実行しました。この間に人々の暮らしは豊かになり、再び炊事の煙が上がるようになりました。これは仁徳の語源ともなっているそうです。

また、二宮尊徳や米百俵の小林虎三郎は人々に収入を分配せず、貯蓄を最優先として将来に備えました。どちらもすばらしい政策だと思います。

しかし、現代社会のこの不況下において、大幅な減税とすべての公共事業を廃止するということは、景気と雇用の観点から到底できないことだと理解しております。当然のことながらむだな事業は行わず、厳しい目で事業を選択していく必要があります。そうした中で3町が合併した効果を十分に発揮できる事業。大きな震災を経験したことから耐震補強や防災に関する事業。そして老朽化した施設の更新が必要であります。

債務の削減に対する具体的な施策としては、景気や雇用には直接関係がないものの、補償金免除による繰上償還は約32億円の市債の減少に貢献し、大変評価されるものであると思

います。また、優良債の活用はどうしても必要だと考えます。平成27年度までの発行が可能である特例債は、合併した効果を市民の皆さんが実感できる事業のために有効に活用していくべきだと思います。特例債も借金だから使うのはけしからんという声を聞きますが、自治体の運営には終わりが無いわけであり、将来的に必要なというものに対しての投資でありますので、住民負担の軽い特例債を選択するという事は、極めて常識的な判断であると考えます。ここでは公債費負担適正化計画の進捗を踏まえながら、今後の財政健全化に向けた市の方向性をお伺いしたいと思います。

次に財政の健全化に向けた南魚沼市の財政の抜本的な改革についてお話をしてみたいと思います。最近有名になった名古屋市の住民減税は大変インパクトがあります。議員や職員の削減を前面に押し出したわかりやすい問題提起とその手法はともかくとしまして、行政に対する市民の関心がより高くなったと言えます。がしかし、実態は日本書紀の時代の方法だと思えます。我が南魚沼市ではパフォーマンス政治ではなく、もう少しスマートに改革を実現させていきたいと思えます。

民間企業も市役所も退職者が多くなってきます。団塊世代の大量離職は単に人件費の抑制というプラスの効果だけにとどまらず、消費購買力の低下という経済に直結した連鎖も考慮しなくてはなりません。先日テレビで役場職員の給与を3割カットして町おこしをしたという報道を見ました。視聴者には大変賞賛されたようですが、私はそのようなことを決して賞賛いたしません。給与をカットしてもそのまま勤める職員を評価するのではなく、給与に見合った仕事を皆で作っていくことが、今の日本社会全体の課題ではないかと思えます。

ここで私が提案したいのは、財政健全化に向け、使い切り予算を改め、市役所職員の能力を有効活用することにあります。以前の議会でも発言しましたが、私が議員になって感じたことは、南魚沼市の経済発展のために市役所の職員をもっと有効に活用できないかということです。しかし、現状の予算の単年度主義や会計年度独立の原則といった体制では、職員の能力を十分に発揮させることはできないと感じました。予算の編成時から現場で働く職員に知恵を出し合ってもらい、むだだと思われるものや抑制が可能と思われる部分に関しては、支出をやめる努力をしてもらっただけで、大分変わってくるのではないかと思います。

税収はバブル期より大幅に減少し、支出は設備の老朽化を迎えて削減されないという状況は、全国の自治体で同じだと思います。昨日質問がありましたので、詳しくは中身に触れませんが、昨年12月に変更された財政計画には、市役所内の相当な努力が示されております。ここでは計画が思うように進捗しているかどうか、予算の使い切りを見直し、徹底した経費削減を実施できる体制をとっているかどうかという質問をさせていただきたいと思えます。

また、これは南魚沼市の財政再建計画が使い切らなければ翌年の予算が削減されるといったことではなく、工夫して節約した予算は翌年度に繰り越せる、いわゆるインセンティブ方式により、新規事業や市債の返済が可能なものになっているかどうかという点をお聞きします。

そして地方自治法第233条の2、また地方財政法第7条、第8条による剰余金を基金と

して積み立て、また起債の償還にあてることのできる点を十分に生かしているかどうか。また、財政調整基金のほかに使用目的を指定した教育・福祉のための基金の創設の検討ができるか。さらに積み立てた資金運用をどのように考えているか、市長のお考えをお伺いしたいと思えます。

2 歴史博物館の創設で今泉博物館の観光活用を

次に歴史博物館の創設と今泉博物館の観光活用についてであります。昨年大河ドラマ「天地人」の放映により、当市に多大な影響があったことは言うまでもありません。何に人々が引きつけられたのか、それは作り物ではなく、地元が持つ本物の財産だったからであると思えます。3月に裸押し合祭りに呼んでいただいたときにも同じ雰囲気を感じました。今後この市が観光で多くのお客様を呼び込むためには、歴史と伝統を兼ね備えた地元の財産を大いに活用していくことが必要だと思えます。

景気低迷により深刻な影響を受けている観光業であります。今年のゴールデンウィーク1週間の経済効果は約9,000億円であったと試算されており、どうしても力を入れていかなければならないものであります。南魚沼市には実に興味深い史実が多く存在していますが、その中でもすぐに取り掛かってみたいと思うのが、まず六日町の今成家の歴史であります。古くは南北朝の時代に楠木正成の孫を守って越後入りし、ここから雲洞庵とのかかわりが始まります。次に岡村貢翁の上越線敷設、鈴木牧之の北越雪譜と越後上布などがありますが、当時の歴史資料の整理をする作業に当たり、編さん者の皆さんが高齢となっているため、今成家と戦中・戦後史のかかわりを優先して始めたいと考えます。

大東亜戦争では東南アジア戦線での戦死者が約68万人、満州・中国本土を加えますと約140万人と言われております。特に南魚沼市から多くの若者が向かった場所でもありました。これらに関係する方々や遺族が南魚沼市を訪れ当時を振り返り、また現代に生きる若者たちが正しい歴史認識を持てる、そんな施設を作りたいと思えます。この地域にはフィリピン革命の師リカルデ將軍や、ビルマ国首相のバー・モーの亡命を助けた史実があり、大変興味のある資料の展示が可能です。

この歴史博物館構想には六日町の今成家のご協力があり進展しているもので、近く思想信条を超え、正しい歴史教育が必要と考える賛同者を集め、結成式を行う予定であります。今成家には日本の敗戦がなければ公に出たであろう貴重な資料が多く存在しており、正岡子規直筆の手紙等も残されています。くしくも大河ドラマでは「竜馬伝」、そして3年間にわたって「坂の上の雲」が放送されます。明治維新から大東亜戦争、そして現在に至るまでのこの南魚沼市の歴史的事実を活用し、観光に大きく寄与できるようなものにしてみたいと考えております。

ビルマは国自体が政情不安定であり残念ながら観光には不向きですが、栃窪峠にはビルマの記念碑があることから、この地から多くの若者がビルマ戦線に向かったことが伺えます。日本人観光客のみならずフィリピン、韓国、中国、台湾といった成長著しいアジアの国々の人々が訪れる施設を作ることは、有効な観光戦略の一つだと考えております。特に中国、台

湾からの旅行者は年々増加の一途をたどっていますし、在日のフィリピン人の方は非常に多いです。この事業を成功させることは南魚沼市の観光面の効果だけでなく、博物館を寄附していただき、バー・モーの亡命生活を助けた今泉家の意思を継ぐ事業になると信じております。この歴史博物館構想に対する市長のお考えをお聞きしたいと思います。以上、壇上での質問を終わります。

市長 桑原議員の質問にお答え申し上げます。

1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

この公債費負担適正化計画の進捗状況、今後の見通しということであります。実質公債費比率、これは18パーセント以上の市町村が、地方債の借入れに際して公債費負担適正化計画の策定が義務付けられておりまして、それを策定をして、今やっているところであります。

ご承知のように21年度ではこの実質公債費比率22.9、計画では平成27年度に18パーセントを下回るということでありまして、見込みこの達成は可能というふうに断言してもということまでは言われません。27年というともうちょっと向こうですので。けれども、これはまず間違いなく達成できるということでご理解いただきたいと思いますし、また、これを達成するように財政運営を行っていかねばならないということでもあります。いろいろのご提言もありますので、そういう部分もきちんとまた参考にさせていただきながらまず達成をすると、この決意を申し上げておきたいと思っております。

それから使い切り予算ということでもあります。予算の方の単年度主義という弊害は、確かに言われているところであります。しかし、このことは国 県くらいになるとこんなことは余り出ないのかもわかりませんが、大きな組織で実績額が次年度予算等に影響する場合だということだと思っております。

今、私どもが予算査定といいますか予算の組み立てをやっているのは、当然ですけれども毎年ゼロからの積み上げを全部基本としております。そして過去には使い切らないと次の年に予算がつかないとかというそういう風潮、執行率というのがありました。これが低いと当然ですがその当時は議会からも、何でそんなに執行率が低いのだと、計画がずさんではないかとか、あるいはどうだこうだと。執行率ということが非常に評価をされていた時代もありましたけれども、現在では当然ですけれども必要なものは残して差し支えない。

しかも、予算を使い切るということではなくて、予定された予算をいかに少なく使って、そして効果を上げて、結果として残金が出るようなそれはもう大歓迎という風潮になっておりますし、当然そういう考え方で私たちも今やっているところであります。使い切らなければならないという発想は、今は少なくとも地方自治体の中の市町村にはまずほとんどなくなってきているというふうに思っております。

それから国の方も補助金あるいはこれらを交付金化する動きが出ております。こういう中で年度間の調整も融通できるようになってきておりますので、非常にある意味ではいわゆる交付金を受けて、昔の国庫補助的なものについてもそういうことがきちんとやっていける状況が出てきている。そして、必要な場合は、今回もしてありますように継続費あるいは繰越

明許これらの設定をお願いしているところであります。

そして毎年100万円程度以上をめぐりに最終予算専決で減額補正ができる。この発生した剰余金はとりあえずといいますか、財政調整基金に積み立てて措置をしているということでもあります。平成21年度では5億2,700万円を積み立てましたし、今度は22年度になるわけですが、21年度決算では先般申し上げましたように5億円強、ただ、今回の補正を含めると5億円弱、4億9,000万円くらいになりましょうか。これらを剰余金として生み出せるわけですので、9月補正の中で必要とする額を調整した上でその残金は一旦は財政調整基金に積み立てるといった形になっていくものだと思っております。そうしますと、今、財調が28億2,700万円、それから合併振興基金は23億4,000万円を市は保有しているわけでありまして、ですから、この9月では財調が30億円を超えるのかもわかりません。

財調につきましては今、土地開発公社に貸付け。なるべく低い金利で土地開発公社が運営できる、そして市の方も市場金利より高い利息をいただけると。両者ある意味では利益をこうむるといってその部分で運用をさせていただいておりますし、合併振興基金は長期債の繰上償還の財源に繰り替え運用を今、しているところであります。

そういうことで、そこでまた出ている剰余金これらは、国債あるいは地方債の購入等有利な運用に努めているところであります。これは会計管理者が非常にこのことに精通しておりまして、多くの運用によつての利益も上げているところでありまして、またいずれそのこともご報告を申し上げなければならないと思っております。

なお、また他の基金創設。これは今、私もここですらすらとこういう基金が全部あるとは言いませんが、例えば教育目的の基金、あるいは福祉目的の基金、これは議会の皆さん方との相談の中でいつでも基金創設はできます。条例を制定してですね。ですから、何か特別なことでこの教育のために、こういうことのために基金を積み立てよう。これはできることでもありますので、そういう必要性が生じればまた皆さんとご相談を申し上げて、基金を創設していきたいと。

つい最近では、天地人博の運用益約1億2,000万円ですか。これを基金化させていただいてアフター天地人事業にそれを取り崩しながら使っていこうということにさせていただいたところであります。そういうふうには財政運営には本当に詳細な詳細といいますか、細心の注意を払いながら、そして大胆なまた施策を打ち出しながらやっていこうと。いろいろ申し上げて、とにかく財政がきちんと回らなければ何もできないという、このことだけが一番の基本でありますので、この線を崩さずに市政運営をやっていきたいと思っておりますので、またご提言等もよろしくお願い申し上げます。

2 歴史博物館の創設で今泉博物館の観光活用を

歴史博物館の創設。それから今泉博物館の観光活用ということでもあります。今泉博物館につきましては、今この検討委員会も含めてやっておりまして、この敷地建物全体を文化教育施設、これからは観光交流拠点の方に転換いたします。ただ、文化的な部分は当然また建物の中には残るわけでありまして。そういうことで再生していきたいと。道の駅の役割の大きな

ものの一つとして情報発信の機能、これも含めてきちんと整備をしていきたいと思っております。

ご提言がありましたいわゆる歴史博物館的なお考えでありますけれども、これを新たにどこかにその歴史博物館的なものを創設、建設ということは、まだちょっと今まで考えたことがありませんが、それぞれ今ある博物館、今泉博物館あるいは牧之記念館 例えば塩沢地域の場合ですけれども、そういうところ。あるいは庁舎の利用していない部分。こういうところの中にそれぞれの資料を集積させていただいて、展示をしていくということはあるかもわかりません。

ただ、先ほどおっしゃっていただいた例えばバー・モー長官のことだとかそういうことになりますと、これはあこのお寺さん、何て言ったかな・・・薬照寺さん。もうあそこにあれだけの部分がちゃんとございますので、そのことをうまく活用させていただいて連携していくことの方が有利かもわかりません。そのほか今成家のことも今、アーカイブ等の中でアーカイブというのだったよな。よく名前がわからなくなった 非常に貴重な写真、昔の写真とか資料等も公開されておりますし、まだまだ議員おっしゃったようにすごいものがあるのだそうです。

こういう歴史的な資料を本当に活用できるとすれば、これはすばらしいことであります。ただ、今成家ばかりではございませんけれども、それぞれの家で所蔵をしていらっしゃるそういう部分が、簡単に公にちゃんちゃんとできていくかということ、これもちょっとわかりませんが、非常に貴重な資料だという認識は大いに持っております。また折をみて、今成家あるいは関係者の皆さん方とその活用方法についてどういうことが一番いいのか。これらについては十分また協議をさせていただきたいと思っております。

それからこれから新たに図書館、情報館といいますかこれを整備するわけありますので、そのスペースの一角にそういうことが可能か否か。あるいは今、市民会館の入ってすぐ左側に石器時代からの歴史的な部分をちょっと展示してありますけれども、ああいうところで何かうまく市の歴史的なもの、そういうことが展示できるか。そして皆さんにご紹介できるか。これらも含めてさまざまな選択肢があると思いますので、検討させていただきたいと思っております。また、何かこういうことが、というご提言等がございましたらお聞かせいただければ大変ありがたいと思っております。以上であります。

桑原圭美君 市長の答弁は大変わかりやすく、私も勉強してまいりましたのでよくわかりました。

1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

平成21年12月の財政計画の中身であります、平成33年までの財政状況推計の見通しが出されております。毎年、市税に関しまして75億円程度を見込んでいるわけですが、ちょっと私、今年度もそうなのですから見通しについて少し甘いのではないかなと思われる点がございまして、これが33年まで大体このくらいの数字を計上しているわけなので、この辺の見通しをどう考えているのかお聞きをします。

市長 1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

この市税につきましては、非常に景気の変動によりまして上下する部分であります。ただ、これが将来的にその景気がどうなっていくかというのが全く予測がつきませんので、ある程度固定的にとらえさせていただいて、これは平成21年に 何年だったか。20年か21年部分を固定化してずっと計算をする。そのほかにも何か固定的にこれはこうだという部分は確かあると思うのです。これらはちょっと予測がつかないという部分です。

ですので、例えば議員おっしゃったように、今年は71億円くらいに減るだろうと、だろうという予測です。21年度は75～76億円ですか、これを見込んでおります。ちょっと見通しよりいっぱい入ったわけですが、今年はまだ22年度はそうだと。23年度も厳しいと思います。4年、5年例えば景気が回復すれば、うちの場合は今の状況の中では80億円前後の税収というのは、担税能力はきちんとあると私は考えております。景気が一般的になればですね。

ですので、その辺が多いか少ないか。これはちょっと私もわかりませんし、議論のあるところかと思いますが、そういうことで策定をされた。ただ、甘すぎて、おいおいとんでもないことになったぞということには、まずならないだろうという思いであります。これはそれこそ確約ができるものではありませんけれども、そんなことの中で一応算定をさせていただいているところであります。

桑原圭美君 1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

市税の収納状況というのは、固定資産税であるとかそういった未収部分を積極的に解決していけば、何とかこの差額が埋まっていくのではないかと思いますので、また皆さんで努力をしていただければと思います。

次に歳出の部分で3点ほどお伺いします。人件費の部分であります。人件費は主に人員削減の目標数値があるわけですが、早期退職の奨励に関して法律でも起債が認められております。私は経営者の視点から見ますと、実質的な効果があるのであれば活用すべきかなとは思いますが、しかし、一方で一般市民の方々の感覚としては、退職の奨励等に税金を使うのはいかがなものかなという意見もあることは事実であります。もし、この制度が利用されているということであれば、適切に行われているかどうか確認したいと思います。

市長 1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

今もこれからもいわゆる奨励退職、ですからここ2～3年は非常に多いです。それは活用しておりますが、昔みたいにこの奨励退職を受け入れたから何階級特進をして、そのときにこうだ、ああだということはほとんど今はありません。詳しいことはこの後、総務部長がちょっと詳しい部分を申し上げますので、その答弁を待ってみてください。お願いします。

総務部長 1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

退職手当を起債で起こすことができるというのは、財政法の中に記載されておりますが、うちは総合事務組合に入っております。その中で退手事業をやっておりますので、それによ

って起債が起きるといことはございません。以上です。

市長 1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

そういうことであるともう一つ申し上げますが、今、部長が申し上げたように、昔の市は組合に入っていない人たちが大勢いるのです。ですから、退職者が大勢あったり、例えば首長が退職すると、そうなりますとその年度に退職する皆さん方の退職金を予算計上するのです。我々は町村はそういうことがほとんどなく組合に加入していて、ですから、例えば何十人退職しようと、退職金そのものが市の財政に影響してくるといことは全くございません。

桑原圭美君 1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

今の説明は非常にわかりやすかったと思います。次に扶助費の部分ですけれども、厳しい経済状況が続くことが予想されますが、そういった中で保育園や生活関連の支出が増加するということは、税金の使い方としては適切な対応かなと思います。

ただし、民間委託によって扶助費が上昇していくような数字が計上されておりますので、平成19年からこの計画でいくと約6億円くらいの上昇が見られるのですけれども、民営化して予算が上がってしまうというのは、本来の目的からするとどうなのかということをお聞きします。

市長 1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

扶助費は結局年々膨らむという前提でやっております。ですので、例えば民間委託をしてその部分は減りますけれども、それ以上に増えていく部分がいっぱいあると。社会保障費も含めてです。この扶助費はこういういわゆる少子高齢化社会にもなっているわけでありますので、これは相当まだ長くこういう状況が続くと。ですので、変な話ですけれども例えば民間委託したりそういうことのプラス部分をマイナスにして、なおかつまだ伸びていくという状況であります。

桑原圭美君 1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

次に投資的事業の部分ですが、建設事業に認められている合併特例債の発行が終了するのが平成28年まで 27年度予算ですね。平成28年度以降には投資的事業が年額20億円程度、それが今までの半分程度にまで圧縮されてしまうという状況になります。平成28年度以降は大変厳しい事態が予想されるわけですけれども、状況によってはその投資的事業費の増額というのは、検討していただけるのかどうかお聞きしたいと思います。

市長 1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

これは議員もおっしゃっていただいたように、27年度までに市のいわゆる基盤的なもの、こういうものをある程度整備をしていこうと。それは結局特例債利用ということであります。そこで28年度から40億円から20億円に減るわけですね。これは非常に厳しい数字です。私たちがこれまでの間に、まずは業種転換を図れる体制も一つは作っていかねばならないと思います。

例えば先ほどちょっとご質問にあった森林関連の業種、林業関連とかそういう方向とか。そこをある程度転換をしていかないと、とても今の市内の建設関連業者の方々がこの額の中

で生き残っていくなんてことは、至難の業であります。ただ、必要が生じる事業がもし出れば、これはもう20億円にこだわることはありませんので、財政の中でやりくりをしながら。あるいはそういうときのための基金が、さっき触れましたように合併振興基金が約24億円、財調は30億円になるわけです。これはその時点で30億円あるかどうかということは別にいたしまして、財調とかそういう基金を使いながら、真に必要なものがあればその年は20億円と予定していたものが30億円になるかもわかりませんが、そのことが後々の財政運営に大きな支障を及ぼすということにならないようにやっていくというふうにご理解いただきたいと思います。

桑原圭美君 1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

市債残高が平成33年には200億円程度まで圧縮される予定であります。これが実現すれば本当にすばらしく、市民の皆さまの生活も大分楽になってくると思います。政府の新規エネルギー基本構想というものが発表されました。ここで内容は具体的には申し上げませんが、私はこれに積極的に取り組み、南魚沼市の財政が豊かになり、市民の皆さまの生活が少しでも向上するように一生懸命努力してまいりたいと思います。現状、新潟・群馬・福島3県にまたがる水利権の問題がクリアされるような状況になれば、改めて市長にこの新規エネルギー基本構想をご相談にまいりますので、そのときはよろしくお願い申し上げます。

2 歴史博物館の創設で今泉博物館の観光活用を

次の質問に移ります。歴史博物館構想であります。市長から前向きなご答弁をいただき、大変私もまた頑張ろうという気になりました。こういった観光資源というのは眠っているものがまだまだたくさんございますので、それを市民の皆さまにも意識付けをしながら、そういったものを発掘して地元のいいところを積極的にアピールしていくと。そういう姿勢を市内全体で持ちたいなと思っております。

そこで、この博物館を、私の構想の中では新たに建物を作るということではないのですが、できればこの今泉博物館を寄附してくださった今泉家の意思もありますし、今泉博物館がいいのかなとも思っていたのです。けれども、新たに建設が計画にのっている図書館のスペース等を利用させていただけるのであれば、本当に人が集まるところに出るのが一番効果があると思います。場所等に関してはまた検討の材料として議題にあげていただけるのかどうかお聞きします。

市長 1 使い切り予算の見直しで財政健全化を

質問ということではありませんでしたが、前段の起債残高適正規模。これは議員も十分ご承知ですが、やはり建設部分をやりますと必ずそれは将来負担で残っていくわけですね。これは適正な額であれば当たり前のことであります。ですので、前からそういうことを申し上げている下水道などは、いわゆる耐用年数、管は70年です。今いる今の世代がすべてを負担して後に一切負担を残さないというのは、いわゆる赤字の借金を残していかないという、そういうふうにご理解いただいているとは思いますが、改めてそういうことです。適正規模な市債はずっと残っていくと。これはご理解いただけるものだと思っております。

ます。

2 歴史博物館の創設で今泉博物館の観光活用を

そこで、今度は次のご質問に入ります。この博物館の件であります。今泉家の皆さん方からは、早く簡単に申し上げますと、あそこをどのように使ってもらってもいいですと。ただ、寄贈した資料ですね、それから蔵書、本もありました。そういう部分をどこかに例えば移すとかそれはやはりしないでいただきたい。ですから、あそこに収蔵して、そして展示をしてもらう、活用してもらう、そのことだけで、では例えば中のあいているあいているというかそういう部分に、例えば今おっしゃったような歴史的な部門を展示しようが、それについては一切ものは申し上げないということ。別に歴史部分だとかそういうことではなくて、一切異存はありませんということをご返事をいただいております。非常にありがたかったと思っております。

ですので、今議員おっしゃったように、その今泉博物館の中の部分がいいのか、あるいは図書館機能の中にそういうものを入れればいいのか、あるいは市民会館のあそこがいいのか。こういうことはきちんと検討していかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 以上で一般質問を終わります。

議長 本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は明後日6月18日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後3時30分)